

増補新版 北一輝思想集成

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

増補新版

北一輝思想集成

国体論及び純正社会主義（自筆修正増補）

日本改造法案大綱

2.26 事件調書

ほか

書肆心水

凡例 7

I 自己を語る (二・二六事件調書抄) 17

II 国体論及び純正社会主義 47

第一編 社会主義の経済的正義 (第一、第三章) 57

第二編 社会主義の倫理的理想 (第四章) 119

第三編 生物進化論と社会哲学 (第五、第八章) 145

第四編 所謂国体論の復古的革命主義 (第九、第十四章) 251

第五編 社会主義の啓蒙運動 (第十五、第十六章) 405

III 日本改造法案大綱 465

卷一 国民の天皇 481

卷二 私有財産限度 487

卷四 大資本の国家統一 495

卷五 労働者の権利 516

卷七 朝鮮其の他現在及将来の領土の改造方針 516

卷三 土地処分三則 491

卷六 国民の生活権利 506

『支那革命外史』序 545

ヴェルサイユ会議に対する最高判決 538

IV 対外論策篇

ヨツフェ君に訓ふる公開状	
対外国策に関する建白書	553
日米合同対支財団の提議	570 563
遺書・絶筆	577
参考資料（底本画像）	579
北一輝略年譜	597

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

凡例

一 構成

*本書は二〇〇五年書肆心水発行の『北一輝思想集成』に『国体論及び純正社会主義』の北一輝自筆修正を増補し、判型を四六判からA5判に変更した新版である。

*本書には北一輝（北輝次郎）の三大著作『国体論及び純正社会主義』『支那革命外史』『日本改造法案大綱』のうち『国体論及び純正社会主義』『日本改造法案大綱』の二作全文を中心に、自己と自作について語った「二・二六事件調書」（抄）、および、対外論策数篇、遺書・絶筆を収録した。

*「対外論策篇」として括つたものは、『日本改造法案大綱』西田税発刊版が参考（論）文として収める「ヴェルサイユ会議に対する最高判決」「支那革命外史」序「ヨツフエ君に訓ふる公開状」の三篇、および、「対外国策に関する建白書」「日米合同対支財団の提議」の二篇である。

二 表記

*読みやすさを旨とすると共に底本の忠実な再現を重視して、以下に断る置換と註釈的付加以外には手を加えていない。

*文字は、現在標準的な新漢字と、現在一般に使用される範囲の仮名文字（「ゑ」や合略仮名を除くの意）を使用した。

*仮名づかいは右記仮名文字表記に関わる例外を除き、誤つたものもそのままとした。送り仮名も全てそのままとした。

*（ ）で括つたルビ書きと行内の割註は、本書発行所による便宜的なものである（現代仮名づかいで表記した）。

*正誤を判断しかねる記述等への「ママ」のルビは全て本書発行所による（ごく些細なものには省いた）。

*踊り字（ゝ、ゞ、ゞゝ）は、現在でも一般的な「々」以外は使用せず、繰り返し文字に置き換えた（遺書中の一字を除く）。

*拗音と促音の小字表記は底本で使用されていなければ使用しなかったが、いわゆる片仮名語（外国人名・地名など）のみ適宜拗音と促音の小字表記を使用した（ヨツフエ↓ヨツフエ、など）。

* 鍵括弧（「」『』）は底本の通りに表記した。

* 西洋人名の姓名区切りに使用されている読点（・）は中黒点（・）に置き換えた（西洋地名もそれに準じた）。姓名区切りの読点がないものに中黒点を補ったものもある（アダムスミス など）。

* 読点や中黒点なく語が並列され、とりわけ読みにくい場合に限り（例・「政治産業学術思想の腐敗」）、原文では使われていない「。」の記号を補って「政治・産業・学術・思想の腐敗」のように表記した。

* 底本で片仮名表記が基本になっているものは平仮名に置き換え、各篇冒頭でそのむね断った。

* 誤記・誤植・誤用の類は適宜訂正したが、特に『国体論及び純正社会主義』では相当箇所及びぶこともあり、訂正箇所はいちいち示さなかった（淘汰↓淘汰、甘んずる↓甘んずる、など）。

* 『国体論及び純正社会主義』において、句点であるべき読点、読点であるべき句点と判断したものも右同様に訂正した。また同書では片仮名表記部分に傍線が施されているが、これは省いた。

* 現在一般的ではないものの、誤記・誤植・誤用とは言いえない用字は底本のままとした（小女／少女、積集／集積、諱忌／忌諱、など）。ただし、現在では違和感が強いと思われるそれについては置換した（畜積↓蓄積、貯畜↓貯蓄、など）。

* 人名の誤りと思われるものは底本のままとし、ルビ書きで指摘した。

* 些細な表記不統一は底本のままとした（模倣／摸倣、憶説／臆説、など）。

* 本書収録の諸篇は執筆時期も異なるので表記には揺れがあり（マークス／マルクス、ツラスト／トラスト、など）。同一篇内で揺れているケースもある）それはそのままに表記したが、頻出するダーウインの表記揺れのみは「ダーウイン」に統一した。また、二・二六事件調書中における「ロシア／ロシア」「シベリヤ／シベリア」の表記揺れは後者に統一した。

* 外国地名・外国国名・外国人名・外来語の当て字は現在一般的な片仮名表記に置き換えた。もともと片仮名表記されているものはそのまま表記した（エヂプト、等）。置き換えたものは五十音順に以下の通り。

愛蘭・愛蘭土（アイルランド）亜細亜（アジア）雅典・雅典（アテネ）阿富汗（アフガン）阿弗利加・亞弗利加（アフリカ）亜米利加（アメリカ）亜羅比亞（アラビア）英吉利（イギリス）伊太利（イタリア）印度（インド）浦塩斯德（ウラジオストク）埃及（エジプト）奧太利・懷太利（オーストリア）和蘭（オランダ）加奈陀（カナダ）希臘（ギリシャ）基督（キリスト）西比利亜（シベリア）瑞西（スイス）西藏（チベット）独逸・独乙（ドイツ）土耳其（トルコ）巴里（パリ）比利賓（フィリピン）仏蘭西（フランス）白耳義（ベルギー）馬來（マライ）猶太（ユダヤ）羅馬（ローマ）露西亜（ロシア）倫敦（ロンドン）

三 底 本

二・二六事件調書

*底本には『北一輝著作集』第三卷（みずす書房刊、二〇〇四年二月二十日第三版第四刷発行）を使用した。

国体論及び純正社会主義

*底本には北輝次郎著『國體論及び純正社會主義』（北輝次郎刊、明治三十九（一九〇六）年五月九日発行）を使用した。

*自筆修正は『自筆修正版 国体論及び純正社会主義』（ミネルヴァ書房刊、二〇〇七年十二月二十日発行、長谷川雄一／C・W・A・スピルマン／萩原稔編集）により、自筆修正として註記されているものの全てを記載した。

*自筆修正は「」▽△の記号を使用して次の要領で註記した。

1. 挿 入

社会主義 ↓ 民主社会主義 と挿入加筆がある場合の本書における表記

「民主」社会主義

2. 改 変

社会民主々義 ↓ 民主社会主義 と改変されている場合の本書における表記

社会民主々義 「▽民主社会主義」

3. 削 除

あらざるを以てなり ↓ あらざるなり と文字列が削除されている場合の本書における表記
あらざるを以てなり^{▽削除}_△

其の事 ↓ 其事 と一文字だけ削除されている場合の本書における表記

其の事^{削除}

3. その他の註記

「」で括り、二行割の小字で自筆修正ないし説明を註記

註記例 「^{以下、自筆修正の}」_{（挿入箇所不明瞭）}

凡 例

日本改造法案大綱

* 底本には北一輝著『日本改造法案大綱』（西田税刊、大正十五（一九二六）年五月十日再版発行の伏字のわずかな方の版）を使用した。

* あわせて北一輝著『日本改造法案大綱』（西田税刊、大正十五（一九二六）年五月十日再版発行の伏字の多い方の版、大正十五年二月十一日発行の伏字の多い方とわずかな方の両版）、北一輝著『日本改造法案大綱』（改造社刊、大正十二年（一九二三）年五月十一日三版発行（五月九日発行・五月十日再版発行））、内務省警保局保安課・昭和十年版『国家改造論策集』（芳文閣出版部刊、一九九〇年十月三十日復刻初版発行）も参照・使用した。

* 右記のように、同書の大正十五年「西田税版」には初版（二月）と再版（五月）があるが、左記の特殊事情がある（詳細は次項『日本改造法案大綱』西田税版について）参照。

* 初版・再版ともに同じ奥付（発行日）を持ちながら、伏字がわずかの版（巻二の末尾「ブロックのみ」と、伏字が多くあるものの二種類がそれぞれに存在しており、つまり、計四種類の本がある。伏字がわずかの版同士（初版と再版）、伏字の多い版同士（初版と再版）は基本的に同じである。但し誤植等の差異がわずかにあり、再版の方にのみ誤植の見られる箇所もある。本の寸法は四種ともほとんど同じ。右記改造社版の内容は、この伏字の多い方の版とおよそ同じである（用字等の差異が多少あり、西田版付録の「参考（論）文」諸篇は収録されていない）。

* 収録テキストの配列は初版により、「第三回の公刊頒布に際して告ぐ」を先頭にした（詳細は次項『日本改造法案大綱』西田税版について）を参照）。

* 「第三回の公刊頒布に際して告ぐ」を除き原文は片仮名表記であるが、平仮名に置き換えた。

* 伏字の多い方の版における伏字範囲を、▽ △のルビで示した。

* 目次の小見出しに対応する本文の記述をゴシック体で表記した（原文にその処理はない）。

* 底本は初版ではなく再版を採用したが、右記特殊事情から理解される初版にはない再版のわずかな誤植は、初版によつて訂正した。

ヴェルサイユ会議に対する最高判決

* 底本には北一輝著『支那革命外史』（大鏡閣刊、大正十（一九二二）年十二月一日再版発行（十一月二十五日発行））を使用した。

＊底本以外に参考にした版は、『支那革命外史』平凡社刊、昭和六（一九三二）年三月十五日発行、および、内海文宏堂書店刊、昭和十二（一九三七）年八月十日増補四版発行、の二版である。

＊これは『日本改造法案大綱』西田税版にも「参考（論）文」として収録されている。

『支那革命外史』序

＊底本には北一輝著『支那革命外史』（大鑑閣刊、大正十（一九二二）年十二月一日再版発行（十一月二十五日発行））を使用した。

＊底本以外に参考にした版は、『支那革命外史』平凡社刊、昭和六（一九三二）年三月十五日発行、および、内海文宏堂書店刊、昭和十二（一九三七）年八月十日増補四版発行、の二版である。

＊これは『日本改造法案大綱』西田税版にも「参考（論）文」として収録されている。

ヨツフェ君に訓ふる公開状

＊底本には北一輝著『日本改造法案大綱』（西田税刊、大正十五（一九二六）年五月十日再版発行の伏字がわずかな方の版）を使用した。

＊底本以外に参考にした版は、『日本改造法案大綱』大正十五年・西田税版の諸版である。

対外国策に関する建白書

＊底本には北一輝著『支那革命外史』（内海文宏堂書店刊、昭和十二（一九三七）年八月十日増補四版発行）を使用した。（この版は増補四版とされているが、奥付に示されている発行日記録から考えると、第一と第二の版は大鑑閣版、第三の版は平凡社版を指している。）

＊原文片仮名表記であるが、平仮名に置き換えた。

日米合同対支財団の提議

＊底本には、同右、北一輝著『支那革命外史』（内海文宏堂書店刊）を使用した。

＊原文片仮名表記であるが、平仮名に置き換えた（平仮名表記部分は片仮名表記に置き換えた）。

遺書・絶筆

＊底本には『北一輝著作集』第三卷（みすず書房刊、二〇〇四年二月二十日、第三版第四刷発行）本文・口絵を使用した。

四 『日本改造法案大綱』西田税版について

＊『日本改造法案大綱』大正十五年・西田税発行版は二版四種^{ニハニシツ}の存在を確認した。みすず書房版『北一輝著作集』第二巻の解説には「初版と再版とで本文の前半が著しく異っている。即ち再版では伏字〇〇〇〇が非常に多い。」とあるが、正しい事情の詳細は左記の通り。

＊既述のように、初版・再版ともに同じ奥付（発行日）を持ちながら、伏字がわずかの版（「巻一」の末尾二ブロックのみ）と、伏字が多くあるものの二種類がそれぞれに存在しており、つまり、計四種類の本がある。伏字がわずかの版同士（初版と再版）、伏字の多い版同士（初版と再版）は基本的に同じである。但し誤植等の差異がわずかにあり、再版の方にのみ誤植の见られる箇所もある。本の寸法は四種ともほとんど同じ。

＊初版の伏字の多い方の版の収録内容は、順に左記の通り。

タイトルページ（北一輝氏著 日本改造法案大綱）

第三回の公刊頒布に際して告ぐ（一〇一九ページ）

目次（一〇四ページ）

凡例（一〇三ページ）

本文（緒言／結言／一〇一四八ページ）

妙法蓮華経化城喻品引用（一四九ページ）

参考論文

『支那革命外史』序（一五三〜一七四ページ）

ヴェルサイユ会議に対する最高判決（二七五〜一九一ページ）

ヨッフェ君に訓ふる公開状（一九三〜二二一ページ）

『国体論及純正社会主義』序文（緒言）（二二三〜二三五ページ）

奥付

＊初版の伏字のわずかな方の版の収録内容は、順に左記の通り。

タイトルページ（北一輝著 日本改造法案大綱 大正八年八月稿）

第三回の公刊頒布に際して告ぐ（ページ番号なし）

凡例（一～三ページ）

目次（一～四ページ）

本文（緒言～結言／一～一四八ページ）

本文用紙とは別の用紙一丁（印刷なし）

参考文献（ページ番号なし）

『支那革命外史』序

ヴェルサイユ会議に対する最高判決

ヨツフェ君に訓ふる公開状

『国体論及純正社会主義』序文（緒言）

奥付

＊再版の伏字の多い方の版の収録内容は、順に左記の通り。

タイトルページ（北一輝氏著 日本改造法案大綱）

第三回の公刊頒布に際して告ぐ（一～一九ページ）

目次（一～四ページ）

凡例（一～三ページ）

本文（緒言～結言／一～一四八ページ）

妙法蓮華経化城喻品引用（二四九ページ）

参考論文

『支那革命外史』序（一五三～一七四ページ）

凡例

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

ヴェルサイユ会議に対する最高判決（一七五～一九一ページ）
ヨッフェ君に訓ふる公開状（一九三～二二一ページ）
『国体論及純正社会主義』序文（緒言）（二二三～二三五ページ）
奥付

＊再版の伏字のわずかな方の版の収録内容は、順に左記の通り。

タイトルページ（北一輝著 日本改造法案大綱 大正八年八月稿）

凡例（一～三ページ）

目次（一～四ページ）

本文（緒言～結言／一～一四八ページ）

本文用紙とは別の用紙一丁（印刷なし）

参考文献

第三回の公刊頒布に際して告ぐ（一五一～一六九ページ）

『支那革命外史』序（一七一～一九二ページ）

ヴェルサイユ会議に対する最高判決（一九三～二〇九ページ）

ヨッフェ君に訓ふる公開状（二二一～二三九ページ）

『国体論及純正社会主義』序文（緒言）（二四一～二五三ページ）

奥付

＊本書巻末「参考資料（底本画像）」にそれぞれ特徴的な諸ページのうちの数ページを掲載した。

増
補
新
版

北
一
輝
思
想
集
成

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com



北一輝

I
自己を語る（二・二六事件調書抄）

一九三六年（昭和十一年）

憲兵隊調書

第七回聴取書

住所 東京市中野区桃園町四十番地

無職 北 一輝こと 北 輝次郎

五十四年

右者昭和十一年四月十七日、東京憲兵隊本部に於て本職に對し左の陳述を為したり。

国家改造運動の経緯に就て。

私は佐渡に生れまして、少年の當時、何回となく順徳帝の御陵や日野資朝の墓や熊若丸の事蹟などを見せられて参りまして、承久の時の悲劇が非常に深く少年の頭に刻み込まれました。

帝の痛ましさと云ふ様な事、乱臣賊子（らんしんぞくし）（國を乱す臣子）の憎むべき事と云ふ様な事は単純な頭に刻み込まれて来ました。其當時の佐渡でありますから、ほんの絶海の孤島で私は漁夫の子供等と一緒に育つて来まして、何等外界の刺戟（しげき）もなく、真実

の自然児として生活して居りました。

二十一、二歳の時、東京に生まして独学を致して居りました。

二十三歳の時、「国体論及び純正社会主義」と云ふものを書いて自費で出版しました。

夫れは少年時代の書物であり、且つ不完全の儘で出したものでありますが、其の所謂、私の社会主義なるものは其の書物の序文に長々と書いてあります通り、当時の社会主義者と謂ふものの全部が（幸徳、堺、片山、大杉等です）悉く日露戦争に反対したのに対して、私は国家を離れた社会と謂ふものは無いから、社会主義を謂ふならば日露戦争を是認せよと云ふのが道義であると極めて強く力説して置きました。此点は少年時代の思想であつても間違つて居らなかつたと思ひます。只当時の社会主義と云ふ言葉の中には、空漠とした種々の夢想が入つて居りまして、「マルクス」の翻訳一冊あるでなし、只貧富の間隔無く、万民 悉く富み樂しむ位の程度が社会主義位のものでありました。殊に其の書物の巻末に於て、東洋にも社会主義がある、即ち孔孟の「井田の法」が夫れで有ると云ふ馬鹿馬鹿しい子供らしい事が書いてある等、全く空想時代のものであります。然し山路愛山の様な大家でも「井田の法」は社会主義であると名付けてある程でありますから、如何に自分の思想が幼稚で空想的であつたか、お判りの事と思ひます。

其の国体論の部分に於ては、日本の歴史の解釈に就て、一つの見方として他の後の歴史研究家に相当暗示を与へたと云ふ事を聞いて居ります。

自分の国体観に就ては、其後三十四歳になつて信仰に入りましたから、五年十年と修業を積む様になつて、日本の神国たる根本の意義が判りました。二十歳時代ではそう云ふ指導者もありませぬ。自分等一般青年等は多く懷疑的でありました。

其後書物「国体論及び純正社会主義」を印刷して居りました印刷屋が、支那革命党機関紙「民報」を印刷して居つた所であつたために、其の私の書いた書物が支那留学生、亡命客に多く読まれて、其の因縁から、故宮崎滔天の導きで二十四歳の秋、孫逸仙、黄興、宋教仁等の列座の席上支那の革命党に参加しました。

二十九歳になりまして、第一革命が勃発しましたので、直ちに支那に渡りました。揚子江の上下を往来して居りましたが、其後自分は支那の動乱の中に入りまして、征服者としての君主が如何に亡び易いか（満洲国皇帝は民族を征服したる君主であり、第一革命は民族独立運動でありました。即ち革命と謂ふよりも民族独立運動と謂ふ方が正当であります）、同時に支那自身の漢民族中に、君主と仰ぐべき者がないために、大統領が度々起きたり倒れたり、又は袁世凱が皇帝とならうとして一つも国内の建設が出来ないので、万民塗炭の苦しみが続け居るを見、痛切に皇統連綿の日本に生れた有難さを

理論や言葉でなく、腹のどん底に込み渡る様に感じました。又歐洲大戦前の事でありますから、英仏独等の諸国の勢力が支那の上にのしかかつて居るのを体験を以て知りました。

嘗て外侮を受けた事のない日本の有難さを感じ続けて来たのであります。

私は、支那を救ふには支那の力では駄目で、日本の正義と実力とを以てしなければ他に道はないと云ふ事を痛切に感じました。私は、思想はこの時を以て初めて確つたと思はれます。

私は、支那を中心とした対外活動が、私の使命であると考へまして、夫れ以後、対外的の事ばりに注意を払ふ様になりました。三十四歳の一月に、私は突然信仰の生活に入りました。同時に第三革命が支那に起きましたので「革命の支那及日本の外交革命」(「支那革命及日本の外交革命」)と云ふ印刷物を百部作りまして、当局の少数の人に丈配布しました。大隈内閣の時でありまして、故矢野竜溪君から、当時の外相石井菊次郎氏及大隈首相が革命の事情が判らないので話せと謂ふ事でありましたので、印刷物としたのであります。三回位に分けて配布しました。初めの支那革命の説明は、皆喜んで了解して呉れました。後半の日本外交革命と謂ふ点になりましたら、皆驚いて態度を変へました。

其の理由は、日本はロシアと英国を敵にすべきものである。ロシアからはシベリアの半部を奪ひ、英国からは東洋及南太平洋に於ける英国の領土を奪ふべきものである。英露二ヶ国は当時の如く支那に蟠踞し居ては、支那の保全は望むことが出来ない。そして日本と米国の間に経済的同盟關係を結び、支那に対しては攻守同盟の形を以て、最も礼儀を尽した保護關係とすべきものであると謂ふ解説を論じてあります。

之は、当時日本は支那を援けて露に向ひ、又日英同盟に捉はれて何処迄も英国の御用をして居つた時でありますから、当時の政府としては喜ばない理論であつたのは勿論であります。只一人朝鮮に居つた寺内総督が、友人の朝鮮京城の或る人を通して、私に賛成のことを申して来た丈けであります。

此の印刷物が、後々大川周明君に依つて出版されました「支那革命外史」として相当売れましたのです。

「日本改造法案」の後半に書いてある外交策は、少しも其の意見を修正しないで益々私の信念を固めて主張して来て居りました。今日となりましては、恐らく反対する人もありませんでしょうし、自分は将来も日本の国是となることと信じて居ります。

私の根本思想を申しますれば、この「支那革命外史」に書いてある日本の国策を遂行させる時代を見たいと謂ふ事が唯

一の念願でありまして、自分も亦微力ながら少しづつでも働いて来て居ります。私は其の刷物を書き残して再び支那に渡りました。これが大正五年であり、それから大正八年迄支那に居りました。そして歐洲大戰の終ると同時に、初めて「国家改造案原理大綱」と謂ふものを書きました。

それを書いた目的は、ロシア大帝國が先づ倒れ、ドイツ、オーストリア帝國が倒れると謂ふ具合に成り、且つ「ウィルソン」等が世界大戰は帝國主義に対する「デモクラシー」の戦であると謂ふ事を世界に宣言し、日本代表の石井大使も同じ事を声明すると謂ふ様な有様で、世界の風潮従つて日本の風潮は「ウィルソン」に非らざれば「レーニン」「トロツキー」であると謂はれ、日本はドイツと同じ帝國主義を以てドイツと同じ運命を辿るものだと言ふ様な氣運が漲り渡つて居る時代でありました。

私は、其の改造案には、全般を通じて帝國主義を強調し、日本の如き領土狭小の國家に於ては、國家の生存權として侵略主義も亦日本に於ては正義であると主張して居ります。そして改造案全体として觀るときは、日本帝國を大軍營の如き組織となすべしと謂ふ精神を以て記載したのであります。従て當時「レーニン」の政府になつたが故に、ロシアは滿洲に於ける侵略を停止すべしと云ふ様な空しき期待が支那の當局者、又は日本の輿論に行はれて居つたのに対して、改造案は「ロマノフ」朝であらうと「レーニン」政府であらうと、日本はロシアより奪ふことに變りなしとまで明言してありますであります。

其の當時（大正八年）は、日本國內に於ても、頻々として「ストライキ」が起り、米騒動が起り、大川周明が上海に私を迎へに來た時には、東京の全新聞は悉く發行不可能の「ストライキ」であると云ふ様な状態、世界の革命風潮が、日本をふきまわつて居る最中でありました。

私は丁度それを書き終つて居りましたので、大川に交付した。天皇大權の發動で日本を改造する様に論述してある主意から、革命的運動者と行動を共にせず、吾々は何処迄も「天子中心の國家主義改造」に進まねばならぬと云ふ事を確く約束しました。大川は一泊の後、日本に飯りました。私は同年十二月末上海を出発しました。

私は靈感に依つて、當時の東宮（皇太子）殿下に法華經を献上すべく、それだけを携へて、大正九年一月始めに東京に着いて猶存社に入りました。法華經は小笠原長生氏の手を通じて非公公式ながら殿下に献上が叶ひました。爾後、同小笠原氏から承りますと（虎の門事變後）、恐らくも最も御手近くに置かれて居られるとの事でありました。

Ⅱ

国体論及び純正社会主義

「「国体論及び純正社会主義」と改題の後さらに「国体論及び民主社会主義」と改題してそれを註消

一九〇六年（明治三十九年）

自筆修正では第一編と第二編が統合されて五編構成から四編構成となる。
自筆修正による改変を↓で示す。

第一編 社会主義の経済的正義

第二編 社会主義の倫理的思想

↓第一編 黄金大名政治 ↓経済的封建政治 ↓経済的貴族国時代

第三編 生物進化論と社会哲学

↓第二編 社会進化論 ↓進化律の統一的组织

第四編 所謂国体論の復古的革命主義

↓第三編 国体論 ↓後編 現代国体の解説

第五編 社会主義の啓蒙運動

↓第四編 啓蒙運動時代 ↓維新革命の完成

緒言

現代に最も待望せられつつあるものは精細なる分科的研究に非らず、材料の羅列事實の豊富に非らず、誠に渾べてに渉る統一的頭腦なり。固より微小なる著者の斯ることの任務に堪ふるものに非らざるは論なしと雖も、僭越の努力は、凡ての社会的諸科学、即ち経済学、倫理学、社会学、歴史学、法理学、政治学、及び生物学、哲学等の統一的知識の上に社会民主主義「▽民主社会主義」を樹立せんとしたることなり。「則ち本書は民主社会主義の原則的理論を以て現代日本人として視得る一切の社会的智識を批判解説したり。」

著者は古代中世の偏局的社会主義と革命前後の偏局的個人主義との相対立し来れる思想なることを認むと雖も、其等の進化を承けて今日に到達したる社会民主主義「▽民主社会主義」が、「前者の要求たる」国家主義の要求を無視するものに非らざると共に亦「後者の理想たる」自由主義の理想と背馳すといふが如く考へらるべきものにあらずと信ず。故に、本書は首尾を一貫して国家の存在を否む今の社会党諸氏の盲動を排すると共に、彼等の如く個人主義の学者及び学説を的に鋒を磨くが如き惑乱を為さざりき。即ち本書の力を用ひたる所は所謂講壇社会主義といひ国家社会主義と称せらるる鵠的思想の驅逐なり。第一編『社会主義の経済的正義』に於て個人主義の旧派経済学に就きて語る所少なくして金井・田嶋諸氏の打撃に多くを尽くしたる如き、第二編『社会主義の倫理的理想』に於て個人主義の刑法学を軽々に駁して樋口氏等の犯罪論を論破するに努めたる如き是れなり。「▽否、彼等は個人主義を攻撃すといふに係らず国家を否認することは、国家的存在に於てのみ見らるる社会其者の否認して自殺論法なると共に、其の根本思想が仏国革命時代の個人主義的革命思想な

ることを暴露する者なり。而しながら」社会の部分成す個人が其の權威を認識さるなくしては社会民主々義「▽民主社会主義」なるものなし。殊に欧米の如く個人主義の理論と革命とを経由せざる日本の如きは、必ず先づ社会民主々義「▽民主社会主義」の前提として個人主義の充分なる發展を要す。

第三編『生物進化論と社会哲学』「▽第二編『社会進化論』」は社会哲学を生物進化論の見地より考察したるものなり。即ち正確に名くるならば『生物進化論の一節「▽組織及び其の結論」としての社会進化論』と云ふべし。而しながら今日の生物進化論はダーウイン以後其の局部的研究に於ては著しく發達したるに係らず全体に涉りて尚混沌たり。即ち『組織』と『結論』となし。故に本書は其の主たる所が社会哲学の攻究（こうきゅう）（（学問を修め））に在るに係らず、單に生物進化の事実の発見として繼承せられつつあるものに整然たる組織を建てて凡ての社会的諸科学の基礎となし、更に目的論の哲学系統と結び附けて推論を人類の今後に及ぼし以て思弁的ながらも生物進化論の結論を綴りたるものの始めなる点に於て、著者は無限の歡喜を有することを陰蔽する能はず。固より人類今後の進化につきては今日の科学は充分なる推論の材料を与へず且つ斯るものの当然として著者其人の傾向に支配さる所の多かるべきは論なしと雖も、是れ慎重なる欧米思想家の未だ試むるに至らざる所、後進国学者の事業として最も大胆なる冒險なり。而して著者は社会民主々義「▽民主社会主義」の実現が則ち其の理想郷に進むべき第一歩たるべき宗教的信念として是れを社会民主々義「▽民主社会主義」の宗教と名け、社会主義とキリスト教との調和衝突を論争しつつある欧米社会主義者と全く異なる別天地の戸を叩きたり。由来キリスト教の欧米に於て思想界の上に專權を振ふこと今尚ローマ法王の如くなるは恰も日本に於て国体論と云ふものの存するが如し。日本の社会主義者に取りては『社会主義は国体に抵触するや否や』の問題にて已に重荷なり。更に『社会主義はキリスト教と抵触するや否や』といふ欧米の国体論を直訳によりて輸入しつつある社会主義者の或者の如きは解すべからざるも甚だし。而しながら本論は固より宗教論にも非らず又生物進化論其者の説述が主題に非らざるは論なく、人類社会といふ一生物種属の進化的説明「を現代諸科学の智識に求めたる研究」なり。著者は、憐むべきベンヂャミン・キツドの『社会進化論』が人類社会を進化論によりて説明せるダーウイン以後の大著なりとして驚歎されたる如き今日、この編を成したるにつきて聊かの自負を有す。

第四編『所謂国体論の復古的革命主義』「▽第三編『国体論』」は則ち日本のキリスト教につきて高等批評を加へたるものなり。即ち、社会主義は国体に抵触するや否やの論争にあらずして我が日本の国家其者の科学的攻究なり。欧米の国体論

がダーウイン及び其の後継者の生物進化論によりて長き努力の後に智識分子より掃蕩せられたる如く、日本のキリスト教も亦冷静なる科学的研究者の社会進化論によりて速かに其の呼吸を断たざるべからず。この編は著者の最も心血を傾注したる所なり。著者は今の凡べての君主々權論者と国家主權論者との法理学を悉く斥け、現今の国体と政体とを国家学及び憲法の解釈によりて明らかにし更に歴史「哲」学の上より進化的に説明を与へたり。著者は潜かに信ず、若し本書にして史上一片の空名に終るなきを得るとせば、そは則ち古今凡べての歴史家の挙りて不動不易の定論とせる所を全然逆倒し、書中自ら天動説に対する地動説といへる如く歴史解釈の上に於ける一個の革命たることに在りと。この編は独立の憲法論として存在すると共に、更に始めて書かれたる歴史哲学の日本史として社会主義「民主社会主義」と係はりなく見られ得べし。「固より一切に互りて一貫徹底せざる者は真理に欠くる者として民主社会主義の歴史的発展の叙述が此の編を貫通して流ることは亦論なし。」

第五編『社会主義の啓蒙運動』「第四編『啓蒙運動時代』は善惡の批判の全く進化的過程のものなることを論じ第二編『社会主義の倫理的理想』「第一編『経済的封建政治』に於て説きたる階級的良心の説明と相待て階級闘争の心的説明をなしたり（西田良の『日本改造法案大綱』に再録の版は「附」。而して更に国家競争に論及し帝国主義が亦世界「的社会」主義の前提なることを論じたり。權威なき個人の礎石を以て築かれたる社会は奴隸の集合にして社会民主主義「民主社会主義」に非らざる如く、「世界的」社会主義の世界聯邦論は聯合すべき国家の倫理的独立を単位としてのことなり。百川の海に注ぐが如く社会民主主義「民主社会主義」は凡ての進化を繼承して始めて可能なり。個人主義の進化を承けずして「民主」社会主義なく、帝国主義の進化を承けずして世界「的社」主義なく、私有財産制度の進化を承けずして共產社会なし。故に社会民主主義「民主社会主義」は今の世の其等を敵とせずして凡てを包容し凡ての進化の到達点の上に建てらる。彼の、社会主義の理想は可なりと雖も果して実行せられ得るやといふが如き疑惑は、今日の社会民主主義「民主社会主義」を以て人為的考案のものとして解して歴史的進行の必然なる到達と考へざるが故なり。本書が終始を通じて「民主」社会主義を歴史的進行に伴ひて説き又多く日本歴史の上に其の理論と事実とを求めて論じ、殊にこの編に於て儒教の理想的国家論を解説したるが如きこの故なりとす。「東洋哲学史の開卷に示されたる東洋のプラトーンを論究したることは民主社会主義を以てマルクス、クポトキンに始まると考ふる者の迷蒙を啓くに足るべし。」

凡ての社会的諸科学は社会的現象の限られたる方面の分料的研究なるを以て、単に経済学若しくは倫理学の如き局部の

者を以て「民主」社会主義の論述に足れりとすべからず。殊に本書は煩瑣なる多くの章節項目の如き規矩「▽」に限定された題目」を設けず、議論の貫徹と説明の詳細を主として放縱に筆を奔らしたるが故に一の問題につきても全部を通読したる後ならずしては完き判定を下し得ざるもの多し。(もとより)一千頁に渉る大冊を捧げて斯る要求を敢てする著者の罪は深く謝する所なりと雖も、全世界の前に提出せられたる大問題の攻究として多少の労力は避けざるべきなり。

著者は弁護を天職とする所謂学者等にあらざ、又万事を否認する事を以て任務とする革命家と云ふものに非らず。只、▽改学理「▽真理」の導きに從ひて維持すべきは維持すべきを説き棄却すべきは棄却すべきを論ずるに止まる。学者の論議は法律の禁止以外に自由なり。故に、著者は本書の議論が政府の利益に用ひられて社会党の迫害に口実を提供するに至るとも、若しくは又社会党其れ自身の不利と悪感とを挑発するに至るとも少しも係はりなし。例へば、万国社会党大会の決議に反して日露戦争を是認せる如き、全日本国民の輿論に抗して国体論を否認せる如きその例なりの（西田日本社会党大綱に肩の版の伏字の多き方）の版では、国民輿論を否認せるの部分が多数なり。[「帝国」政府の権力と雖も一派の学説を強制する能はず。[万国]社会党の大勢力と雖も多数決を挿で思想の自由を軽視する能はず。一学究「▽書生」の著者に取りては政府の権力と云ひ社会党の勢力と云ひ学理攻究の材料たる以外に用なし。故に、著者の社会主義は固より「断じて」『マークスの社会主義』と云ふものにあらざ、又その民主々義は固より「断じて」『ルーソーの民主々義』と称するものにあらず。著者は当然に著者自身の社会民主主義「▽民主社会主義」を有す。著者は個人としては彼等より平凡なるは論なしと雖も、社会の進化として見るときに於ては彼等よりも五十歳百歳を長けたる白髯禿頭の祖父曾祖父なり。

新しき主張を建つるには当然の路として旧思想に対して排除的態度を執らざるべからず。破邪は顕正に先つ。故に本書は専ら打撃的折伏的口吻（口ふりぶり）を以て今の所謂学者階級「▽等」に対する征服を以て目的とす。「▽を明かにする手段としたり。」

著者は絶大なる強力の圧迫の下に苦闘しつつある日本現時の社会党「諸氏」に向つて最も多くの同情を傾倒しつつあるものなり。而しながら其の故を以て彼等の議論に敬意を有するや否やは自ら別問題なり。彼等の多くは単に感情と独断とによりて行動し、其の言ふ所も純然たる直訳の者にして特に根本思想は仏国革命時代の個人主義なり。即ち彼等は社会主義者と云はんよりも社会問題を喚起したる先鋒として充分に効果を認識せらるべし。著者は社会民主主義「▽民主社会主義」の忠僕たらんが「▽厳密正確なる理論の」為めに同情と背馳する「多く」の議論を余儀なくされたるを遺憾とす。

本書征服^{△削除}の目的なり「▽に征服せられたり」と云ふ学者階級に至りては只以て可憐なりと云ふの外なし。率直の美德を極度に發揮して告白すれば、余りに鶏を割く（小事^{△削除}）が如くにして徒らに議論の筆を汚辱するに過ぎざるの感ありと雖も、それぞれの学説の代表者として大学の講壇に拠り智識階級に勢力を有すと云ふことのみの理由によりて指定したるもの多し。言責は固より負ふ。而しながら今の日本の大学教授輩より一言の弁解だも来るが如き余地を残し置くことあらば是れ著者が義務の怠慢にして弁解其事が本書の不面目なり。故に著者は或る学者——例へば丘氏の如き——に對しは固より充分なる尊敬を以てしたりと雖も、大体に於て——特に穂積「八束有賀長雄」氏の如きに對しては——甚しき侮辱を極めたる虐殺を敢行したり。斯くの如きは學術の戦場にデユネーヴ条約なしと云ふが為めにあらずして、今の学者等が長き間勝ち誇れる驕傲と陰忍卑劣とが招きたる復讐とす。「▽日本現代の国体と天皇とを汚辱し、日本将来の国家的國民的進展を殘賊する凶惡の源なるを以てなりとす。」

文章は平易「詳細」の説明を旨としたり。而しながら寛恕を請はざるべからざるは、開放せられたる天地に論議しつつある学者等の想像し得ざるべき筆端^{（ひつたん）}の拘束なり。為めに学者階級との對抗に當て土俵^{（あちり）}の七八分までを譲与し、時に力を極めて搏たんとしたる腕も誠に後へより臂を制せらるるを常とす。加ふるに今の大学教授輩の或者の如きは口に大学の神聖を唱へながら、権力者の椅子に縋り^{（くわ）}哀泣して掩護^{（えんご）}を求むるに至つては如何ともすべからざるなり。権力者にしてこの醜態^{（しうたい）}を叱斥せざる間は決して思想の独立なし。「▽著者は固より自由の迷信者に非らず。而しながら責任と權威に覺醒したる自由民の國家に非らずしては永遠の生命なし。著者が神道的國体論と高天ヶ原的^{（たかまがはらの）}日本歴史とを粉碎して純正なる現代國体と高貴なる日本民族の覺醒史とを論述したる所以の者、敢て真理の爲めの真理に非らず一日國民たる道念に基きたる者なり。天動説を以て迫害したるローマ法王よりも刑死せられて地動説を後世に残したるガリレオは遙かに天を欺かざりしなり。但し固より一点現行法律を犯す所なし。」（西田版^{（さいでん）}日本改訂版^{（かいていばん）}大綱に於ける版^{（ばん）}は、権力者としての醜態^{（しうたい）}を叱斥する間接的に思想の独立なし）の部分を抜けている）^{（西田版^{（さいでん）}日本改訂版^{（かいていばん）}大綱に於ける版^{（ばん）}は、権力者としての醜態^{（しうたい）}を叱斥する間接的に思想の独立なし）の部分を抜けている）}

社会民主主義を譏誣^{（ぎご）}（無実の言、立てによる誹り、中傷）し、国体論の妄想を伝播しつつある日本の代表的学者なりとして指名したるは左の諸氏なり。故に本書は社会民主主義「▽民主社会主義」の論究以外、一は日本現代の思潮評論として見らるべし。

金井延氏『社会経済学』

田嶋錦次氏『最新経済論』

樋口勘次郎氏『国家社会主義新教育学』及び『国家社会主義教育学本論』

丘浅次郎氏『進化論講話』

有賀長雄氏『国法学』

穂積八束氏『憲法大意』及び帝国大学講義筆記

井上密氏 京都法政学校憲法講義録

一木喜徳郎氏 帝国大学講義筆記

美濃部達吉氏 早稲田大学講義筆記

井上哲次郎氏 諸著

山路愛山氏及び国家社会党諸氏

^(安部)阿辺部磯雄氏及び社会党諸氏

日露戦争の翌年春

著者△

編集註

* 底本では右記「緒言」に続いて、六八ページにわたり内容目次が掲げられている。章番号とその章のページ範囲が示され、内容見出しが羅列されているが、ここに掲げるのは省いた。

* 底本の各章冒頭には同様に内容見出しが羅列されており、こちらは本書でもそのまま収録した。章頭羅列見出しの文言が本文上部欄外のそれと異なっている場合は、誤記・誤植・脱落を除いて本文に付された見出しの文言のほうを採用した。

* 本文上部欄外見出しなど、底本の体裁は巻末の「参考資料（底本画像）」に例示した。

* なお、本文上部欄外見出しは自筆修正で全て削除されている。

国
体
論
及
び
純
正
社
会
主
義

北
輝
次
郎
著

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一編

社会主義の経済的正義

【第二編 黄金大名政治】と改変の後「経済的封建」と改変し、さらに「経済的封建時代」と改変】

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一章

所謂社会の秩序と国家の安寧幸福／政府の迫害と学者の讒誣^{（やんご）}／貧困の原因／機械の発明／機械工業の結果にあらず／経済的貴族国／経済的勢力と政治的勢力^{（なまじ）}／人格なき経済物／奴隸制度／個人主義の旧派経済学／個人主義の発展と歴史の進化／個人主義経済学の革命的任務^{（なまじ）}／スミス当時の貴族国経済組織／経済界の民約論／個人主義の叛逆者／階級に阻害されたる自由競争／機械と云ふ封建城廓／自由競争の二分類／機械中心問題の社会的諸科学／個人主義は革命に至る／個人主義の論理的帰結／官許無政府党员／所謂社会主義者に混ぜる個人主義者

【自註修正による第一節内容見直し
の大幅な変更は次のとおり】

第一節

貧困と犯罪／現今の社会に秩序あり国家に安寧幸福ありやの反問／社会と国家とは民主社会主義の下に真の秩序と安寧幸福とを求めざるべからず／旧思想の迫害は新社会の誕生までを覆ふ卵殻たる者

第二節

機械工業の為めの貧困と解するは甚しき奇怪なり／機械の発明は人類の労働に代はらんが為めなり／ギリシャの自由民より六倍の自由なるべき筈／貧困の原因は機械工業の罪に非らず経済的貴族国の為めなり／欧米及び日本の経済的貴族国組織は一切の国民生活を革命以前に逆倒せり／経済的君主経済的諸侯の絶対無限の統治権／経済的統治権に殺活せらるる奴隸土百姓／明かに黄金大名を見る／人格なき経済物としての市場売買／厳然たる奴隸制度の復活／奴隸の穴倉、奴隸の捕獲、奴隸の酷使、奴隸の投棄、奴隸貿易商人あり

第三節

元来の個人主義^{（▽）}「民主主義」は現時の経済的貴族国を弁護すべき者に非らず／個人主義^{（▽）}「民主主義」は中世までの革命に於ける基本思想なり／個人主義^{（▽）}「民主主義」の要求なき上古中世に於ける社会専制／ローマ法王の社会的専制に対して個人の權威を叫びて起てるルーテルの「信仰の自由」／同一なる其れを国王貴族等の社会専制に対して主張したるルソーの「政治的自由」／更に其れを中世的社会専制の経済組織に対して主張したるアダム・スミス

の「職業の自由」／スミス時代に於ける職業の自由なき諸制度の事例／『富国論』は経済的方面より叫ばれたる『民約論』なり／『富国論』を以て現代の弁護を為すは個人主義「▽民主主義」の反逆者なり／現代にスミスの期待したる職業の自由ありや／自由競争とは競争し得べき機会の自由なる獲得を前提とす／スミスは中世の特権的組織を打破せんがために革命論として自由競争を説きしのみ／今の自由競争とは二大階級内に於ける競争の自由として説き得べし／機械と云ふ封建城郭を黄金大名等に占有せしむべきや否やの根本問題／個人主義「▽民主主義」者はスミスを再びして革命の先鋒たるを要す／国家を「止むを得ざる害物」と名くる個人「▽民主」的無政府主義／個人主義「▽民主主義」を資本の威力に於て用ふる官許無政府黨員／所謂社会主義者中の個人主義「▽民主主義」的思想家

社会主義の深遠なる根本義は直に宇宙人生に対する一派の哲学宗教にして嚴肅なる科学的基礎の上に立ち、貧困と犯罪とに理性を攪乱せられて徒らに感情と独断とによりて盲動する者に非らず。而しながら貧困と犯罪とを以て蔽はれたる現社会より産れて、新社会の実現に努力しつつある實際問題たる点に於て論究の順序が先づ貧困と犯罪の絶滅ならざるべからず。故に吾人^(われわれ)は第一編『社会主義の経済的正義』に於て社会主義の物質的幸福を説き、第二編『社会主義の倫理的理想』に於て社会主義の精神的満足を論じ、而して第三編に於て『生物進化論と社会哲学』として社会進化の理法と理想とを論じ、社会主義の哲学を説き、社会的諸科学の根本思想たる者を述べ、以て第四編『所謂国体論の復古的革命主義』に入りて古来の妄想を排して国家の本質及び憲法の法理と歴史哲学の日本史を論じ、第五編『社会主義の啓蒙運動』に及て実現の手段を論ぜんとす。

【第一節】

貧困と犯罪——實に「民主」社会主義の実現によりて斯^(こゝろ)の人生の悲惨醜惡なる二事が先づ社会より跡を絶つとせば、「民主」社会主義は此の地球を導きて天国に至るべき軌道を發見せる者と云ふべし。而して「民主」社会主義は實に此の發見のために今や全地球に征服の翼を張るに至れり。

然るに顛倒の甚しき。却て今の政府と学者とは「民主」社会主義を迫害し讒誣^(ざんご)するに當りて、常に必ず社会の秩序を紊乱すといひ、国家の安寧幸福を傷害すといふ。而しながら斯くの如き誣妄^(ごもう)は已に現今の社会に秩序あり、今日の国家に安寧と幸福とあることを確実^(かくじつ)「前提」^(ぜんてい)として云へるものなり。「民主」社会主義は實に反問せざるべからず、現今の社会に紊乱すべきだけの秩序ありや、今日の国家に傷害すべからざるほどの安寧と幸福とありやと。今日の科学的社會主義は徒らに感情的言辞を弄して足れりとするものにあらざ、理性にして其の光を文明の名に蔽はれざるならば、此の反問は實に凡ての口より聞かるべき疑問なり。若し或る階級の權勢と榮華とを築かんがために警察官の洋刀と軍隊の銃鎗とによりて危ふく支へらるる状態を指して秩序なりと云はば、現今の社会は斯る秩序の精微複雑なるものを有す。生命を失ふもの日に限りなくして財産は野蠻部落の如く多く各自の物質力によりて各自に保護せらるるに係らず、吾人は財産を保護し生命を安固にすといふ法律の下に国家の安寧幸福を受けつつあり。「民主」社会主義は斯る状態の秩序と斯る安寧幸福とを以て地球の冷却するまで維持すべきものなるかの如く信ずるものにあらざるが故に、政府の迫害と学者の讒誣とは

此の意味よりせば誠実なる憂慮より出づるものなりとすべし。同類なる人類の血と汗とを絞り取りて肥満病に苦しむものに取りては今日の国家は安寧幸福を与ふべしと雖も斯る滋養物の供給を負担せしむる社会の秩序は血と汗との階級に取りては紊乱すべからざるほどに尊貴なるものとは考へざるべし。生るるとより死に至るまで脱する能はざる永続的饑饉の地獄は富豪の天国に隣りて存す。この餓鬼道の餓死より遁れんがために男は盜賊となり女は売娼婦(娼は淫の誤記とも考へられる。以下同)となり、而して国家は赤煉瓦の監獄を築きて盜賊に安寧を与へ、妓楼を警官に護衛せしめて売娼婦に幸福を受けしむ。この幸福を受く可き売娼婦を繁榮ならしめんがために売娼の料を以て政府は設けられ、洪漣(こうりん)の法典は学者の脳嚢を絞りに安寧を与へらるべき盜賊の歡迎のために存す。文明の華なりと称する新聞紙は強窃盜の記事、毒殺刃傷の報道、老病の縊死(いし)、貧婦の投身、幼兒の遺棄、乞食の凍餓といふが如き記事を補綴して其の文明の華を紙面に飾りつつあり。而して残忍に慣らされたる吾人には其の紙面に附着せる斑々たる血痕と紙背より洩るる悲鳴の声を忘却して、斯る平凡なるものの代りにより、一層の悲惨なる出来事の物語を待たしむ。斯る永続的饑饉を出すべき秩序、凍餓の幸福、殺傷の安寧は学者の奴隸的弁護を受くべき或る階級に取りては一指も触れしむべきものに非らざるべしと雖も、社会と国家とは実に「民主」社会主義の下に眞の秩序と安寧幸福とを求めざるべからず、ああ貧困と罪惡(ざいご)、「犯罪」これ人類に伴ふ永遠の運命のものか。キリスト教徒は是れ神の御旨なりと誣(いつ)ひ、仏教徒は未来に於て極樂に行くべしと偽はる。而も貧民はたとへ極樂に行くとも已にマルサスの在りて人口論を以て拒絶すべく、己れの形に似せて作れる男をして盜ましめ女をして娼を鬻(う)ぎて糊口(こく)せしむるの残虐は神の觀念と相納れずして惡魔の名あり。

而しながら「民主」社会主義者は決して斯る障害に対して徒らに憤怒するものにあらず。新らしき理想の前に旧思想の横はりて急歩ならしめざるものは社会進化の常態にして、彼等は障害として横はると共に社会維持の或る任務に服し以て新社会の誕生までを蔽ふべき卵殻たるものなり。而して社会進化の断崖に臨みて権力階級の压迫あるは是れ即ち権力者の權利にして、「民主」社会主義を實現すべき運動の本隊たる階級の尚未だ奴隸として彼等の鞭の下に唯々たる間は、「民主」社会主義は社会の秩序と国家の安寧幸福の名に於て迫害さるべきを避くる能はず。——「民主」社会主義が社会より冷笑せられ、国家より恐怖せらるるは其の空想なるが故に非らず又激烈なりといふが為めにもあらず、只政府の迫害と学者の讒誣あるを以てのみ。「民主」社会主義！何ぞ彼等の言ふが如きものならんや。

【第二節】

「民主」社会主義とは何ぞ。

先づ説明の順序として現社会の大多数階級の貧困なる原因を察せざるべからず。如何にして大多数は斯くまでに貧困なりや。

経済学者はこの解釈として近世文明の機械工業の結果なりといふを以てせり、吾人「民主」社会主義者も亦然かく信ずるものなり。而しながら若し此の間に對して斯く答へられて吾人が満足し得るならば、実に甚しき奇怪なりと云ふべし。鉄道は地球の周囲を六十回し月までの距離の二倍に達せりといふ。而も人類の多くは其の生れたる地方に植物の如く定着して旅行の自由だも無きなり。ウオターベリ会社の懷中時計は僅かに一個「▽一個僅かに」五分間を以て完成せらるるといふにあらずや。而も農夫にして此の必要品の一個を夢む「る」ならば贅沢なりとせらる。アダム・スミスが分業の利を説くに引例せし留針の製造に於て彼の當時分業の結果十人にて一日四万八千個を作るとして驚歎されしもの、今日は僅かに一個の器械にて一分間に百八十個を製し単に三人の監督者は七十個の器械を運用して一日七百五十万個を容易に製出すといふ。農業につきて見るも、僅かに八馬力の蒸氣脱穀器は八十人の農夫に休息を与ふべく、蒸氣犁は一日に五六町歩を耕やし、風力、水力、蒸氣力による唧筒(ポン)は一時に数百町歩を灌漑するを得べし。嘗て八十年前に五百人の強壯なる男子労働者が終日の労働を要したるもの、今は一人の監督者だにあらば一個の器械にて足るといふにあらずや。一八八七年の古き統計によるも、世界諸国の蒸氣力のみを合して尚全世界の人口即ち十億人の労働に匹敵すと云ひ、イリーの言によればアテネ全盛の時すら一家十人の奴隷を有するもの僅少なる富豪なりしに、今日吾人は一家六十人の奴隷を有する割合の機械の發明なりと云ふにあらずや。——この近世文明の機械工業は何を意味するぞ。斯る農具の發明あるに係らず、可憐の童幼の時より弓腰の老衰に至るまで案山子(人形)の如く泥土の中に其の生を送らざるべからずとせば意義なきことなり。全人類に匹敵すべき蒸氣力は全人類をして労働の苦痛より脱せしむることに於て始めて理由あるべし。ギリシャの自由民が十人の奴隷によりて其の燦爛たる文化の階級を作り上げしならば、其れに六倍せる機械の労働力を有する吾人は人類種属といふ階級(階級)を挙りてギリシャ自由民の如く精神的活動に入るべき理にあらずや。機械が發明さるるならば、其の發明されただけ社会より貧困を驅逐すべく、近世機械工業の為に社会大多数が貧困に陥れりとは実に八に五を加へて三となると云ふが如き顛倒せる答案なり。労働の苦痛に代るべき者が機械ならば、機械の發明によりて労働者は其の苦痛の時間を減

少さるべく、然るに減少は労働時間の上に来らずして労働者の数の上に落下し、絶間なき失業者を産む。失業者は更に新たな機械によりて需要さるるまで食ふべき労働の途なきなり。而して其の辛じて途を得たる者と雖も、休まず眠らざる機械と共に終日終夜を労働に過して不霊の自働機械と化し去る。物質的生活の資料を供給すべき機械は却て労働者の維持し来れる物質的資料を奪ひ、精神的生活に入るべき閑暇を与へずして却て機械の周囲に労働者を精神なき動物として繋ぐに至れり。——貧困の原因は茲に求めよ。是れ機械工業の罪に非らず、近世文明の与かり知らざる所なり。原因は茲に存す。——即ち経済的貴族国の故なればなり。経済的君主、経済的貴族の秩序的掠奪あればなり。

実に今日の所謂大資本家といひ大地主といふ者は単一なる富豪にあらず国家の経済的源泉を私有して殺活与奪の自由あることに於て全き意義の大小名なり。北米の富豪の如きは広大なる領土を有し幾万の賃銀奴隷を殺活するの自由なることに於て、恰もルイ十四世の如き主権の本体たる家長君主なり。幾多の実業雜誌と称せらるる黄金宗の宗教時報とも称せらるべきものを開きて巻頭に載せられたる其の御真影を見よ。石油王某、鋳山王某、製鉄王某、某々の銀行某「▽王」、某々の石炭王。斯る尊号は決して比喻に於て用ひらるるに非らず、彼等は実に王位の尊嚴と權力とを有するものなればなり。

——否、現今世に存する近代国家の国家機関たる君主等は殺活与奪の権を有する彼等に此するならば誠に無權力なるものに過ぎず。独立戦争によりて英王の苛政より脱せるワシントンの子孫は国土及び人民を君主の財産として所有せる時代の絶対無限権の家長君主等を奉戴して其の下に奴隷として呼吸しつつあるなり。フランス革命の名に於て皇帝と貴族の手より土地を奪ひて自由平等を呼びたる全欧州は、斯る新国王と新貴族とに一切の経済的源泉「▽根源」を掠奪せられて再び革命以前に逆倒せり。我が日本に於ても然り、往年の貴族は其の国土を国家に返還せしめられたるに、更に国家の経済的源泉「▽根源」を掠奪して私有せる新たな大小名は生じつつ始まり。今日日本皇帝と雖も国家の領土を掠奪し国家の臣民を殺活すべき権利なし、国土及び人民は天皇の私有地にあらず天皇の経済物たる奴隷にあらず。然るに普天の下地主の王土にあらざるなく、率土の浜（（國土））資本家の王臣にあらざるなし。若し某々の王と称せらるる経済界の家長君主等にして其の帝王の名なく大名の称なきが故に彼等の恐るべき權力を注意せざるならば、是れ南面して朕と称せざる者は王にあらずと云へる王霸の「▽之」弁なり。一切の政治的勢力は経済的勢力なり、国土及び人民を所有せる経済的勢力の上に立てる幕府時代の大小名を見て単に公債の所有者たる今の華族の如何に権力の皆無にして痕跡に過ぎざるかを見よ。然れば限られたる王室費によりて支へらるる欧州諸国の君主よりも、土地と資本との経済的家長君主の如何に優かに強盛なる權力を有

するかは想像せらるべし。一年の収入八千五百万円のロシア皇帝の経済的勢力は其の政治的勢力をして専制ならしむる所以なりと雖も、二億八千六百万円のロッキンフェラー第一世が人類の咽喉に対して直接の権力あるに加かざるべく、『べし。』又トルコ皇帝が如何に東洋の暴君なりとも、其の収入が二千万円に過ぎざる間は、其れに二倍して尚余りある、カーネー戦勝王が勲聖文武にましまさざる時より以上の権力に『を』振ふこと能はず。ドイツ皇帝が如何に実質なき神聖ローマ皇帝の虚名を襲踏せんがために帝国主義を主張すとも、其の歳入が一千万円のラッセルゼーザ陛下の三分の一の其れに過ぎざる間は三分の一の算盤に於て権力を得べし。——全社会の貧困は斯る経済的君主。経済的諸侯の掠奪あればなり。彼の大小名に代りて再び大小名となりし地主の下に於ける土百姓は、国家に対して多くの権利なき代りに大小名に対して無限服従の義務あり。地代借地料と称せられたる苛重なる年貢租税を奉納し、少しく滞納し御意に逆ふことあらんか、土地の取上げとなり御所払ひとなる。彼等は『百姓は死なぬやう生きぬやう治むべきこと』と定められたる幕府の貴族政治の如く、新たなる貴族の下に蜜蜂の如く働き、働きて得たる凡ての蜂蜜を地代なる名に於て悉く取り上げらる。而して彼等は地主の前に凡ての独立を失ひて土百姓の如く土下坐せざるべからず。大阪の大資本家等が坐して地方の土地を占め最も冷酷なる代官をして誅求、収斂を逞うせるは実に將軍家直轄の御領地なり。彼等は地方の地主が旧慣等に制限せられて契約をなすに反してリカードの地代則其のままに於てし、土地の騰貴に伴ふ地代の増加を以て契約を継続する能はざるを待ち猶予なく土地を取り上げて御所払ひをなす。御所払ひとは旧幕時代のことにして居住の自由を剥奪することにあらざるや。斯る権力は平等の国民にあらず、単一なる地主にあらず、事実上の疑ひなき貴族国の君主なり。

否！ 彼等は只に事実上の貴族なるのみならず、大名たるの榮譽と権力に伴ふべき尊号を有す。『殿様』といひ『御前』と呼ばれ、其邸宅は旧大名の跡に構へられて『御屋敷』と称せらる。彼の資本家なるものに至りては工場と名くる城廓を築き、学者と政治家とを家老とし、無数の年俸奴隸。月給奴隸を武士となし足輕として其の範圍内に号令し他の経済的君主と混戦しつつあり。彼等の街頭に馬車を駆るや大名の御通りの如く考弱男女を追ひ散らして行く。彼等大小名は今や全く当年の馬鹿大名となり、忠勤と私利と相半ばする家臣等の画策によりて其の尊榮と安全を維持しつつあり。利子と名け利潤と称せらるる租税は、家臣等の忠勤によりて大名の馬鹿をして更に馬鹿たらしむべく、大名の知らざる方法を以て知らざる間に河の如く流れ込み山の如く積む。而して四圍の迎合阿諛（あへつがい）のために馬鹿大名が『身共』の身体は特別の構造を有すと考へたる如く、彼等は彼等自身を国民と同胞なりと考ふことに於て貴族たる面目を汚すかの如く感ず。旧大

名が道楽半ばに御仁政を敷きて快を取りしことのありしが如く、彼等に於ても慈善なる名に於て天下を欺かんと試むること無きにあらず。而しながら彼等黄金大名に於ては黄金によりてのみ其の権勢を維持し得る大名なり。彼等にして黄金の一片を失ふときは其れだけ他の大名に対する対抗力の失墜なり。——ああ斯る貴族国の土百姓と素町人よ！ 彼等は人に非らず。商品として見らる。市価を有す。此の商品は魚の如く早く枯らされば腐敗するものなり。市価は需要供給の原則によりて支配せらる。法理的に云へば彼等は人格にあらずして物格なり。封建諸侯の百姓町人が経済物として大名の自由なる処分の下にありしが如く、彼等は資本家の自由に処分するを得べき経済物にして人格ある国家の一分子にあらず。故に斯る経済物の多く集り来たることは供給過多による物価下落の経済学によりて経済物の物価を下落せしめ、此の経済物が空腹によりて斃死（死に絶へ）（死に絶へ）せんとするや、一切の条件を考ふる暇なからしめて貴族等の自由なる処分権を認識せしむ。——即ち、破産者、失業者、地方よりの放逐者が工場の門前に供給過多と空腹の圧迫を以て叢がり集まることは、経済的貴族国の群雄諸侯が驚くべき権力を振ひ、其の家臣等が乗じて以て忠勤を抽きんじ功名を博すべき機会なり。——而して此の機会が不斷に存在し、永続して絶ゆることなきが故に、其の足に一たび縛せられたる契約の鉄鎖を墓穴にまで引き摺り行き、茲に厳然たる奴隸制度は復活せり。

奴隸制度！ 鎖と鞭とあるもののみが奴隸制度にあらず。法理的に云へば人類の人格が剝奪されて他の同類の自由なる生殺の下に在るを名づく。即ち彼の群雄戦国封建制度に於て土地と共に人民が貴族等の所有権の下に経済物として存したるし者の如き亦「△則ち」奴隸制度なり。吾人は鎖と鞭とありし時代の奴隸が三百弗の価せし間は今の労働者より幸福なりしや否やを知らず。而も昼は鉄鎖に繋がれて働き夜は暗黒なる穴倉の中に眠りしローマの奴隸と、今日、九尺二間の病毒に充満せる裏長屋に豚の如く父子重り合ひて眠り、一日十三四時間の長き一分の休息だに得ずして機械に縛せらるる賃銀奴隸とが然かく差別あるを信ずる能はざるなり。ローマの奴隸は俄ゆることだけは無かりき、而も今日の契約奴隸、賃銀奴隸は、会社の破産のために、失業のために、不景氣の爲めに、雨天のために、数日数十日に渉る断食——而して餓死は稀有のことに非らず。正義を顕現すべき法律は実に明かに自由と平等とを万人に与へたり。而しながら餓えて昏倒せんとするものの耳に就きて自由を囁やき、眼に平等の法律を示すとも一片の麵麴の皮は遙かに正義よりも高貴なり。自由と平等とを呼吸して生活する能はざる動物は其の妻子の恩愛のために如何なる苦痛をも侮蔑をも忍びて、嘗て其の足を顧みて繋がれたる鉄鎖を疑はんとだにせざるなり。昔時奴隸の子孫は家系によりて永久に奴隸となり、近世封建時代の百姓町人

III

日本改造法案大綱

第三回の公刊頒布に際して告ぐ

日本改造法案の第一回の頒布は猶存社^(ゆうぞんしゃ)同人の謄写版に依りて数百部程秘密に手より手に交付されたものである。そして九年の一月発行頒布を禁止された。第二回のもは書肆改造社の売本として多少世間に弘められたが、改造行程の手段方法の一端を示した部分等を削除することに依りて公表を許可されたものである。これが十二年の五月であつた。

今第三回の印刷頒布に同意して西田税君の勞に委ねた。二回目^(に)の売本の時に、特に凡例の三と四とに於て批評にも応ぜず質問にも答へない所以を注意して置いたに係らず、稀に批評を見又質問に接した。来て問ふ者にも多く答へず、書簡の質義等に対しては一律に書簡其儘^(そのまま)を封入して返戻するを例とした。然り々々否な々々にて足れりとは其節注意した通り今も同じである。

西田君は鞍馬帯剣の年少々尉である。武に養はれたるが故に克く文を解し得るのであらうか。特に此の書冊は法案である。法案なるが故に終に法典として国家を組み立つべきものである。君及び君等の劍頭^(けんとう)鑱尖^(せんせん)を以てのみローマの十二銅柱に如意輪堂の鉄扉^(てつひ)に刻み彫らるべきものである。二回目^(に)の時と同じく勿論官憲に毀傷されたままの者ではあるが、氣運の熟成、行路の進展、終に君及び君等の鉄血を中心時代とするに至れる象徴として、今回の印刷頒布を悦ぶこと甚深なる者がある。

右、誠に無遠慮なる申分なるが故に序^(い)でに有りのままを告白する。真実此の法案を上海の一病室に横はつて起草するに至るまでに四十幾日かの断食をした。参考論文に収めてある『ヴェルサイユ會議に對する最高判決』の書簡は実に断食中の者で、而して其れを投函して帰れる岩田富美夫君が雲霞怒濤の如き排日の群集に包围されて居るのを眼前に見た。全世

界の是認に抗して一人の否認が着々事実^(じじつ)に拳証せられた智見^(ちけん)をのみ値する勿れ。其の否認を現実に米國其者からの否認とウイルソン其人の墜落とを以て『皆是真実』に示さんが為めには、実に我が神々及び全世界のサタン等の前に一身を投げ出したる不惜身命^(ふせくしんめい)（^(りみはのふたへは命のかへ)）の福があるのだ。日蓮は日本國なりと云ひ朕則ち國家なりと云ふ。ヴェルサイユから全世界に漲れる排日熱、支那全土を洗ひ流がす排日運動の中に在りて、——三千年の生命と六千万人とを一人格に具体化する皇帝其人の写像が口にすべからざる侮辱を蒙りて各國環視の街頭に晒された時、——苟も『唯我一人能為救護』の大責任感を有する者、日本國に對する排侮を日蓮自らの排侮に感じ、皇帝の蒙りたる恥辱を唯我一人の恥辱に受取るのは当然の事である。

自分は十有余年間の支那革命に与^(よ)かれる生活を一抛して日本に歸る決意を固めた。十数年間に特に加速度的に腐敗墮落した本國をあのままにして置いては、對世界策も對支策も本國其者も明かに破滅であると見た。清末革命の頃、則ち民國及び大正元年の前後の年頃には、危ぶなうと思ひつつ、其れは間違ひだと争ひつつ、而して固より常に抑へ付けられつつ、而も未だ嘗て万事休すともで絶望はしなかつたのである。——さうだ、日本に歸らう。日本の魂のドン底から覆へして日本自らの革命に當らう。其れには雜多に存在し行動して居る本國の革命的指導者にだけなりとも、革命帝國の骨格構成の略図をでも提供する必要があらう。然り、全アジアの七億万人を防衛すべき『最後の封建城廓』は太平洋岸の群島に築かすべき革命大帝國であると。斯くして此の法案を起草し始めたのである。

斯^(こゝろ)な煩悶懊惱に一箇月。執筆に一箇月。——而も此の期間に於て眼前に見る排日運動の陣頭に立ちて指揮し鼓吹し叱咤して居る者が、悉く十年の涙痕血史を共にせる刎頸の同志其人々である大矛盾をどうする。敢て大戦参加の第一歩の誤に遡らずとも、兎に角其れに参加した日本の山東攻略に對して、同一なる参加を要求して來た支那を拒んだならば其れで宜ろしいではないか。これ尠少の實力をも供せずして山東の發言權を獲得せんとしたからの者である。然るに三年後に米國が支那を誘引した時には、米國と寵を争ふかの如く支那の参加に努力した。是れ支那の出席すべきを拒んだ日本其者の手を以て、後年ヴェルサイユに於ける支那の大踏瀾歩の為めに門を開いたのである。——日本といふ大馬鹿者に貼つてやる膏藥を後の外交史の編者に残して置く。——米國が『海洋の自由』の為めにドイツとの國交斷絶に至らうとも、海洋にジャンク一隻の通商をも有せざる支那が國交を絶つべき道連れにならう理由も必要もない。自分が日本から海を渡つて一年たたぬ間に、日本の内閣會議の卓に列べる眼玉が皆猫の眼玉に代つて居たことを知らなんだ。（誰か一帝國の政策が朝

夕にグルグル代はる者だと考へてかかる者があらう。實に六年二月十一日、神武建国の其日に於て、不肖北一輝なればこそ断乎として支那の対独断交に参加すべき理由なきを彼等に指示し、故譚人鳳・章大炎の獅子吼一声を鳴鑼(なると)として殆ど米國と當時の聯合國の所為を打破するに垂んとしたのである。——北一輝が悪いが日本帝國が悪いかは高祖高宗の前に出て裁いて貰はうではないか。——勿論此の事を最初の且つ凡ての動因として支那は内乱を勃発し幾年間の南北交戦を継続した。而も僅かに半年以前袁世凱の頓死によりて第三革命を中止し各省の兵車悉く當時の排置(はいち)のままであつたが故に、革命の徹底によりてのみ支那を救ひ得る者に取りては此の國家的題目を捉へて兵を動かさんとしたのは亦当然ではないか。超憲法的に大總統黎氏をして内閣總理段公を免職せしめた者がある。忽ち段の一督軍(ひとくぐん)（辛亥革命後設置の地方軍政長官を兼ねる知立軍閥を形成）が長江の一角に抛りて兵を挙げる。無作法な復辟(ふへき)（復位した者が再び）の狂言師が登場して黎總統其人に議會を解散せしめる。『黎さん』亦泣虫の本性を暴はして日本公使館に逃げ込む。帝政袁世凱の両腕を働いた段祺瑞は天津から、馮國璋は南京から、民主政治の擁護者に早變りして張勳の三日天下を討伐する。対世界戦の参否の本目的から横道に外れて、故孫逸仙君等は広東に護法政府なるものを組織する。終に独支國交断絶が聯合軍参加となるに至つて、広東の議會万能主義者は亦長い者に巻かれたる戦争参加を宣言する。而して隣國の大馬鹿者は『参戦軍』なる者を支那に組織せしむると称して莫大なる戦費と兵器とを馮段の同盟的勢力に貸付けた。（元も子も返らぬ一億五千万兩の西原借款である）。大戦参加に抗争せんが為めに北京の政局を打破し長江の戦雲を動かした諸友同志は、北京政府を通ぜる日本の兵器と軍費に依りて常に江の南岸に圧迫せられ全敗を免るることに天佑を求めた。彼の参戦軍なる者苦力の輸出以外一兵と雖も歐洲の土に送らることなくして徒らに革命的同胞の殺戮に用いられたのである。革命的勢力は終に馮段の間隙に乗じて其の勢力を二分し、馮系と合縱連衡(ごうじょうれんけい)して段を北京から退けた。日本に国を売る者であるとして彼が落されたならば、国を買った日本を侵略者となし、漸く死を免かれたる戦場からの喚声を挙げて日本の万惡を数ふる時、尋常一様なる排日運動に終らざるは言ふまでもない。北京は馮系が広東は排日の革命系が占有して居る。両者の握手に依りて段系を覆滅せる余威を以て日本に臨み、而して両者の握手せる全權代表が米國からヴェルサイユに飛舞跳躍した時、——米國の誘引したる引出物が『支那に還附する目的』なりし山東省の横取であつた事実を始めて鼻頭につきつけられた時——日本の阿呆鳥共は朝野一整に国難來と鳴号したのである。泣きもされぬ大悲劇は往々喜劇の二齣(ふたまくら)を挟んで人天の侮辱を逞(たくま)うする者である。

（序でに更に言はうか。支那の南北政府からの全權代表が、米國に於てヴェルサイユに於て叩きつけた紙幣束撒き散らし

た銀行券が西原借款中の数百万円であつたのだぞ！ 馮系と段系に交付された通貨は広東系と馮系が支那に於て段を倒し日本を傷くる政治費として流通し、其二者が南北政府として講和政府に當つた時には外交費となつて流通したのだ。通貨である。支那自身の租税は一弗と雖も革命後國庫に納入されたことなく、五國借款以後一回の外債成立なく、而して世界大戦中英米仏独露の対支投資國は只支那以外の戦場に砲彈を投じて居たのだ。仮りに一億五千万円である。其中の一千数百万円が支那に於て討段排日の政治費となり、三五百万円が米仏の外交舞台に於ける宣伝費買収費となつたことはどうだ！ 其れを日本に於ける対米國土等は逆に米國の出資と信じ、倒まに支那が米人に買収されたかと考へて居る。凡て、為ることも、言ふことも考へることも、角兵衛獅子の逆施行である。

自分は革命帝國の法案を考へた。此の法案は秋毫(かみ)も冷静嚴肅を紊(みだ)されてはならない。而も自分は閑かなる書齋の代りに、この全世界から起り全支那に渦巻く排日運動の闊(ひろ)い声の中に身を縛られて居た。一冊の参考書を許されざる代りに、御前の主張に依りて戈(き)を執り御前の本國に依りて殺されたものの瞋(いら)せざるを見よとして、——参戰軍に銃殺された同志の忘片見を与へられた。附紐の附いた日本の単衣を着て、小さい下駄をはいて父よ々と慕ひ抱かれる。而も涙の眼を転ずれば、ヴェランダの下は見渡す限り此の兒の同胞が故國日本を怒り憎みて叫び狂ふ群集の大怒濤である。地上に生を享けたるものの多く会せざる矛盾、大矛盾ではないか。泣いて悲しみが和らぎ怒りて當るところあらば地獄ではない。地獄、焦熱地獄の火炎に身を焼かる悶(もど)へに日々水を吸ふこと幾十瓶。豪俠岩田の鉄腕さへ痺(しび)る力を以て、岑々(じんじん)と時には轟々と鳴り痛む脳骨を打ち叩かせつつ、(御前には常に御世話になつたことを謝する)。真に氣息奄々(えんえん)として筆を動かしたものである。二三行にして枕し、五六行にして横はり。

故に自分は信ずる。後十年秋、故朝日平吾君が一資本閥を刺して自らを屠(ころ)りし時の遺言状が此の法案の精神を基本としたからとて聊(いさ)か失当ではないと。死を以てする者と、死に憂る生を貪(むさ)むる者との間には其の根底に於て一脈相通する或者があるのだ。自分が勿論(もちろん)足下(そくか)を教へた者でない如くに、足下の魂を天上に召した偉いなる者が自分を召して地上に之れを書かしたものである。従て猿(さる)かに僅かに進化した理論に甘んずる頭腦の人々、虚偽飾善の時代に適者生存の名譽を負へる國土。志士。學者。人格者。三角者(さんかく)の如きが、或は追隨したり或は背叛したりしやうとも一顧する気にもなれない筈であると思ふ。當時は真に死の易きに比せらるる生の痛慘悲愁を嘗(な)めた。而も今にして回顧すれば、かの火の海の書齋と涙の冊子とは自分を書かしめし者が其の書記生に恵まれた者であつたのだ。拝跪稽首(はいくわいきんしゅ)して告ぐ。此の文字が諸子を導くところあ

らば、諸子の感謝すべきものはあめつちに満つる我が神及び諸子の神々である。

参考論文に収めてある『支那革命外史』の序文は十年秋公刊の機会に於て書いたもので、本文は四年末五年春第三革命中或る余儀なき必要の爲めに限定部数の印刷配布のものである。当時全然捨てて居た筆を執るに當つて、『国体論』及び純正社会主義』の明治三十九年から十年の歳月を経たのを回顧して感慨多少のものがあつた。『国体論』の出版及び同時の発行禁止から其年の冬直ちに支那の革命者の一団の中に生活せしめられて居た。幸徳秋水事件等の外に神蔭しの如く置かれたる冥々の加護を今更の如く考へしめられることもあり、真実の革命の本義と革命運動とは決して書冊や歴史では解することの出来ない境地であることも悟られて来た。同時に人間生活の殆ど凡ての窮乏も、屈辱も、成功らしきことも、失敗其者の至重至大なる意義も、——特に腸の千切れる悲しみや血の涙といふもの、天人共に怒ると云ふ憤怒の如きもの、——此等の体験と其中に起伏する一糸紊れざる法則も多少は悟ることも出来た。特に革命的中心人物は凡ての歴史に於て似而非なる同一戦列の鍍金者流（名譽権力、我見邪慢の地金に外部周囲から革命的光輝を塗られた似而非者）によりて終滅せしめらるる事実と其の天意とに就きて深く心得ることも出来たつもりで居る。而して此の二著の序文だけにても収録した理由は、理論として二十三歳の青年の主張論弁したことも、実行者として隣国に多少の足跡を印したことも、而して此の改造法案に表はれたことも、二十年間嘗て大本根柢の義に於て一点一面の訂正なしと云ふ根本事の諒解を欲するからである。思想は進歩するなんど云ふ遁辞を以て五年十年、甚しきは一年半に於て自己を打消して恬然恥なき如きは、——政治家や思想家や教師や文章家は其れでも宜ろしいが、——革命者として時代を区劃し、幾百年の信念と制度とを一変すべき使命に於て生れたる者の許すべきことではない。純粹の理論を論説して居た二十台の青年だらうが、千差万別の事情勢力の渦流に揉みくちやにされて一定の航路を曲げ易い三十台だらうが、已に社会や国家に対して言説をなし行動を取つた以上は年齢や思想如何を以て免除さるべからざる責任を感すべき筈と思ふ。

一貫不惑である。故に同じき参考論文に収めて在る『ヨツフェ君に訓ふる公開状』は其れ自身の価値、則ちロシアの革命が百年後れたるフランス革命の継続であつて社会主義の実現に非ざることや、国際債務の否認が主義の理論でなくてドイツ皇帝との降伏同盟から生じたことや、国際法字上の承認とは領土継承権の承認以外は何もないと云ふことやの価値は今も鮮かなる論証として存する。又この論文の数万部を以て、且つこの論文からの満三箇月を以て、彼を自分の領土から逐出した実力の行動を承知して居る者も多からう。而しながら其論調が所謂『戦場言葉』であつたが爲めに、——自分が言

説をする時は則ち行動の一部であるが故に、——反動主義者でないかと愕（おどろ）いた昏迷者は二十年前の『国体論及純正社会主義』の論文を見るがよろしい。非戦論に雷同せざるものは革命主義者に非ずとされた当時の世界風潮に於て『万国社会党大会の決議を以てすとも著者の自由を拘束する能はず』と大書特筆して日露戦争を是認してある。（彼れの凡てを無視せよ、彼れの一貫不惑なる二十年の生活を信賴せよ）。然り。日露戦争によりて、一島国の黄人が白人の大陸帝国を単独に打破したることに依りて、支那に革命精神の勃興となり、インドに独立運動の萌芽を見たのだとせば其れを非認して革命者を自任した人々の如き今更支那やインドやアジアの革命を語り解放を言ふは社会に對し自己に對しても恥無きわざではなからうか。

『国体論及純正社会主義』は当時の印刷で二千頁ほどのものであり且つ二十年前の禁止本であるが故に、一読を希望することは誠に無理であるが、其機会を有せらるる諸子は『国体の解説』の部分だけの理解を願ひたい。右傾とか左傾とか相争ふことの多くは日本人自らが日本の国体を正當に理解して居らぬからであると思ふ。この著書はそれを閲読した故板垣老伯が著者の童顔を眺めて、御前の生れ方が遅かつた、この著述が二十年早かつたならば我が自由党の運動は別の方向を取つて居つたと遺憾がられたことがある。同時に保守党の鎮台と目せられて居た故谷干城子は別の意味に於て著者を過分に論評して居た記事を見た記憶がある。坦々たる長安の大道を何が故に泥酔者の如く右傾し左傾して步するのか。現在の革命的指導者諸子に影響した点の多いのは多く此の著である。（当時の啓蒙時代に於て福田徳三氏が世界的大著述となし、社会主義研究者の爲めに列挙したる各国の代表的著述中に日本を代表せる唯一の者としてあつた如き、此著に亦學術的価値もあるのであらうか。）

『支那革命外史』は序文だけで本文を見らるるを欲しない。絶版でもある。大石良雄を行動する者と浪花節語りとを混同する現代日本人から劇的興味を以て視らるることは不快此上もない。自分は芝居を見ることを欲せず歴史も其の大部分は忘却の屑籠に投げ込んで居る。文字と所作事に感激する程度のもは敵でも味方でも御免を蒙りたい。

小さき讚美と群盲象評の是非より離るることを祈る。大正五年一月よりの満十年間の見仏の生活に於て『柔和質直者則皆見我身を身読したる如く、——其れ以前の十年間の『国体論』時代より『雖近而不見』の冥々の愛護を今更のやうに顧想して拝謝し得る如く、——今後恐らくは真に波瀾重畳なるべき人生無限の行路に於て等しき指導愛護を垂れ給はんことを祈る。見と不見との二十年間を幸ひにして一貫せし者惑はざりし者を、必ず決定して故国日本の巖上に築かんことを祈る。

る。
而して若し余命あらば、——何ぞ命の余れると足らざるを言はんや。
大正十五年一月三日

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

北 一 輝

東京千駄ヶ谷九〇二
（この住所表記は伏字の多い方の初版のみにある）

日本
改造
法案
大綱

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

一九一九年（大正八年）稿

（原文片仮名、伏字の多い方の版に
おける伏字範囲を▽△のルビで
示した）

凡例

一。此の改造法案は世界大戦終了の後、大正八年八月上海に於て起草せる者なり。「極秘」を印し謄写に附して未だ公刊に至らざる時、九年一月発売頒布を禁ぜらる。書中に存する〇〇は公刊に際し官憲の削除したるものなり。

二。固より削除せられたる一行一句と雖も日本の法律に違反せる文字に非ざるは論なし。恐くは単なる行政上の目的に出でしと信ず。従て何等か不穩矯激なる者の伏在せるかに感じて草案者に質問照会する等のなからむことを望む。二三枝を折るも大樹は損傷さることなし。

三。奈翁（ナウン）戦争が十八世紀と十九世紀とを劃（かく）せる如く、十九世紀の終焉二十世紀の初頭は真に世界大戦の一大段落を以て限らるべし。（世紀の更新を十進数に依りて思考すべからず。）天の命、二十世紀の第一年を以て此の法案を起草せしめたるを拝謝す。従て前世紀に続出したる旧き哲人等の誤謬多き革命理論を準繩（しゅんじょう）として此の法案を批判する者を歛（おさ）ぶ能はず。時代錯誤とは是れなり。昔者（せきしやう）娘（むすめ）をして其の母に背かしめんが為めに來れりと云へる者あり。二十世紀に命じて十九世紀に背くを禁ずる革命論の多きを不審なりとす。

四。「註」は固より説明解釈を目的とせるも、語辭（ごじ）悉く簡單明瞭、時には只結論のみを綴りし者あり。第二十世紀の人類は聡明と情意を増進して「然り然り」「否な否な」にて足る者ならざるべからず。現代世界を展開せしめたる三大発明（うち）の中火薬が人類を殺すよりも甚しく、印刷術の害毒全世界の頭腦を朽腐し尽くせり。為めに簡明なる一事一物をも迂漫なる愚論なくして解悟する能はざる稚態は阿片中毒者と語る如し。日本改造法案の起草者は当然に革命的大帝国建設の一実行者

（上記「一」と「二」は、伏字のむすかな方の「初版」のみ「不要削除」となっている。参考資料（底本）参照）

たらざるを得ず。(しなづ)従て其れが左傾するにせよ右傾するにせよ前世紀的頭脳よりする是非善悪に対して応答を免除されんことを期す。恐らくは閑暇なし。

大正十二年五月

(この日付は改進黨版の殆ど
行時に対応しているもの)

北 一 輝

(この署名は本誌の
なの方名の簡略にはない)

日本改造法案大綱目次

緒言

卷一 国民の天皇

▽
憲法停止△

天皇の原義

華族制廃止

普通選挙

▽
国民自由の恢復
(かいふく)

▽
国家改造内閣△

▽
国家改造議會△

○○○○○○○○○○△

(伏字部分は「皇室財産の国家下附」(内務省警保局『国家改造論叢集』昭和十年五月)

卷二 私有財産限度

私有財産限度

私有財産限度超過額の国有
(とし)

▽
改造後の私有財産超過者

▽
在郷軍人団会議

卷三 土地処分三則

私有地限度

▽
私有地限度を超過せる土地の国納△

土地徵集機関

将来の私有地限度超過者

徵集地の民有制

都市の土地市有制

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

卷四
大資本の国家統一
国有地たるべき土地

私人生産業限度
私人生産業限度を超過せる生産業の国有
資本徴集機関

改造後私人生産業限度を超過せる者

国家の生産的組織

其の一 銀行省

其の二 航海省

其の三 鉱業省

其の四 農業省

其の五 工業省

其の六 商業省

其の七 鉄道省

莫大なる国庫収入

卷五
労働者の権利

労働省の任務

労働賃銀

労働時間

労働者の利益配当

労働的株主制の立法

借地農業者の擁護

幼年労働の禁止

婦人労働

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

卷六 国民の生活權利

児童の權利

国家扶養の義務

国民教育の權利

婦人人權の擁護

国民人權の擁護

勲功者の權利

私有財産の權利

平等分配の遺産相続制

(底本に
なし)

卷七 朝鮮其の他現在及将来の領土の改造方針

朝鮮の郡県制

朝鮮人の参政權

三原則の拡張

現在領土の改造順序

改造組織の全部施行せらるべき新領土

卷八 国家の權利

徴兵制の維持

開戦の積極的權利

結 言

(西田版では以下「参考」
「論文」の目次が缺く)

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

緒言

今や大日本帝国は内憂外患並び到らんとする有史未曾有の国難に臨めり。国民の大多数は生活の不安に襲はれて一に欧州諸国破壊の跡を学ばんとし、政権・軍権・財権を私せる者は只竜袖に陰れて惶々其不義を維持せんとす。而して外英米独露悉く信を傷けざるものなく、日露戦争を以て漸く保全を与へたる隣邦支那すら酬ゆるに却て排侮を以てす。真に東海粟島の孤立。一步を誤らば宗祖の建国を一空せしめ危機誠に幕末維新の内憂外患を再現し来れり。

只天佑六千万同胞の上に炳たり（朝日）。日本国民は須らく国家存立の大義と国民平等の人権とに深甚なる理解を把握し、内外思想の清濁を判別採捨するに一点の過誤なかるべし。欧洲諸国の大戦は天其の驕侈乱倫を罰するに「ノア」の洪水を以てしたるもの。大破壊の後に狂乱狼狽する者に完備せる建築図を求む可らざるは勿論の事。之と相反して、我が日本は彼に於て破壊の五ヶ年を充実の五ヶ年として恵まれたり。彼は再建を云ふべく我は改造に進むべし。全日本国民は心を冷かにして天の賞罰斯くの如く異なる所以の根本より考察して、如何に大日本帝国を改造すべきかの大本を確立し、挙国一人の非議なき国論を定め、全日本国民の大同団結を以て終に天皇大権の発動を奏請し、天皇を奉じて速かに国家改造の根基を完うせざるべからず。

支那インド七億の同胞は実に我が扶導擁護を外にして自立の途なし。我が日本亦五十年間に二倍せし人口増加率によりて百年後少くも二億四五千万人を養ふべき大領土を余儀なくせらる。国家の百年は一人の百日に等し。此の余儀なき明日を憂ひ彼の悽慘たる隣邦を悲しむ者、如何ぞ直訳社会主義者流の巾幗（女の頭巾）的平和論に安んずるを得べき。階級闘争による社会進化は敢えて之を否まず。而も人類歴史ありて以来の民族競争国家競争に眼を蔽ひて何の所謂科学的ぞ。欧米革

命論の權威等(たうたう) 悉く其の淺薄皮相の哲学に立脚して終に「劍の福音」を悟得する能はざる時、高遠なるアジア文明のギリシヤは率先其れ自らの精神に築かれたる国家改造を終ると共に、アジア聯盟の義旗を翻して真個(しんこ) 到来すべき世界聯邦の牛耳を把り、以て四海同胞皆是仏子の天道を宣布して東西に其の範を垂るべし。国家の武装を忘む者の如き其智見終に幼童の類のみ。

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

卷一 国民の天皇

憲法停止。天皇は全日本国民と共に国家改造の根基を定めんがために天皇大権の発動によりて三年間憲法を停止し両院を解散し全国に戒厳令を布く。[△]

註一。権力が非常の場合有害なる言論又は投票を無視し得るは論なし。如何なる憲法をも議會をも絶対視するは英米の教権的「デモクラシー」の直訳なり。是れ「デモクラシー」の本面目を蔽ふ保守頑迷の者、其の笑ふべき程度に於て日本の国体を説明するに高天ケ原的論法を以てする者あると同じ。海軍拡張案の討議に於て東郷大将の一票が醜惡代議士の三票より価値なく、社会政策の採決に於て「カルル・マルクス」の一票が大倉喜八郎の七票より不義なりと云ふ能はず。由來投票政治は数に絶対の価値を附して質がそれ以上に価値を認めらるべき者なるを無視したる旧時代の制度を伝統的に維持せるに過ぎず。[△]

註二。「クーデター」を保守専制の爲めの権力濫用と速断する者は歴史を無視する者なり。奈翁（ナポレオン）が保守的分子と妥協せざりし純革命的時代に於て「クーデター」は議會と新聞の大多数が王朝政治を復活せんとする分子に満ちたるを以て革命遂行の唯一道程として行ひたる者。また現時露国革命に於てレニンが機関銃を向けて妨害的勢力の充満する議會を解散したる事例に見るも「クーデター」を保守的権力者の所為と考ふるは甚だしき俗見なり。[△]

註三。「クーデター」は国家権力即ち社会意志の直接的発動と見るべし。其の進歩的なる者に就きて見るも国民の団集その者に現はるることあり。日本の改造に於ては必ず国民の団集と元首との合体による権力発動たらざるべからず。[△]

註四。両院を解散するの必要は其れに拠る貴族と富豪階級が此の改造決行に於て、天皇及び国民と両立せざるを以てなり。

憲法を停止するの必要は彼等が其の保護を將に一掃せんとする現行法律に求むるを以てなり。戒嚴令を布く必要は彼等の反抗的行動を彈圧するに最も拘束されざる國家の自由を要するを以てなり。而して無智半解の革命論を直訳して此の改造を妨ぐる言動をなす者の彈圧をも含む。

天皇の原義。天皇は國民の總代表たり、國家の根柱たるの原理主義を明かにす。

此の理義を明かにせんが爲めに神武國祖の創業、明治大帝の革命に則りて宮中の一新を図り、現時の枢密顧問官其他の官吏を罷免し以て天皇を輔佐し得べき器を広く天下に求む。

天皇を輔佐すべき顧問院を設く。顧問院議員は天皇に任命せられ其の人員を五十名とす。

顧問院議員は内閣會議の決議及議會の不信任決議に對して天皇に辭表を捧呈すべし。但し内閣及議會に對して責任を負ふものに非ず。

註一。日本の國体は三段の進化をなせるを以て天皇の意義又三段の進化をなせり。第一期は藤原氏より平氏の過度期に至る專制君主國時代なり。此間理論上天皇は凡ての土地と人民とを私有財産として所有し生殺与奪の權を有したり。第二期は源氏より徳川氏に至るまでの貴族國時代なり。此間は各地の群雄又は諸侯が各其の範圍に於て土地と人民とを私有し其上に君臨したる幾多の小國家小君主として交戦し聯盟したる者なり。從て天皇は第一期の意義に代ふるに、此等小君主の盟主たる幕府に光榮を加冠するローマ法王として、國民信仰の伝統的中心としての意義を以てしたり。此の進化は歐洲中世史の諸侯國神聖皇帝ローマ法王と符節を合する如し。第三期は武士と人民との人格的覺醒によりて各その君主たる將軍又は諸侯の私有より解放されんとしたる維新革命に始まる民主國時代なり。此の時よりの天皇は純然たる政治的中心の意義を有し、此の國民運動の指揮者たりし以來現代民主國の總代表として國家を代表する者なり。即ち維新革命以來の日本は天皇を政治的中心としたる近代的民主國なり。何ぞ我に乏しき者なるかの如く彼の「デモクラシー」の直訳輸入の要あらんや。此の歴史と現代とを理解せざる頑迷國體論者と歐米崇拜者との争鬭は實に非常なる不祥を天皇と國民との間に爆發せしむる者なり。兩者の救ふべからざる迷妄を戒しむ。

註二。國民の總代表者が投票當選者たる制度の國家が或る特異なる一人たる制度の國より優越なりと考ふる「デモクラシー」は全く科學的根柢なし。國家は各々其國民精神と建國歴史を異にす。民國八年までの支那が前者たる理由によりて後者た

IV

對外論策篇

ヴェルサイユ会議に対する最高判決

一九一九年（大正八年）

大戦満五年目の調印当日たる六月^(二十)廿八日

講和会議第一の失敗者ウイルソンを成功者の如く見るは非常なる幻惑だ
權威を持して断言す

米国自身の戦争目的『海洋の自由』を忘却した『憲政の神様』

『海洋自由』の一点張で押せば日仏伊を味方として英を挫き得た筈だ
日本を敵にした彼と、彼に結び得ざりし日本の無策

凡ての講和会議を決定する勢力の原則

舌切雀の慾張婆の如く選び取った三目小僧の箱
海洋の自由なき国際聯盟ありや

大馬鹿者を笑殺せよ

日本こそ米国の不併土不賠償の主張を支持すべきであつた
英一国の独領占有を阻止すべき日米一致の利害

国際聯盟は不併土不賠償の変形である

米国をして国際聯盟か独領アフリカかを選ばしめよ
米国の東進は英領植民地に失望するより起る

米国が失敗に気づく時を期待するの外なし
ウイルソンの九天落下を明言す

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

ドイツの調印は日本の天佑にして条約はカイゼルとレニンの約束だ
ヴェルサイユ其者の革命に包まるる日

国際聯盟を今の時代に云うウイルソンは未来の意味に於ける時代錯誤だ
日米の将来を日本より米国に向つて宜伝せよ
英帝国分割の時代

米籍を有する一千万のドイツ人が米国の国是を一変するの日を見よ
米国の排日言動に神経を刺激さるるは英人の術中に陥るのみ
支那の革命は資本労働の者と全然別個なる中世的革命だ
旧著の立証さるるにつけて益々斷乎国策の革命的一変を要す

拝啓。過日の書簡を広く示され誠に感謝します。支那の事終に実行時代に入りましたので、今後は鮮血の筆が小生の拙文に代て御報告申すであらうと信じます。今月今日は大戦満五年目を以て調印する筈の日でありますから、歐洲講和會議に対する『最高の判決』を君に向て書きます。此事は世上の見る所と大に異て居りますが、四年前の旧著が一步一步立証さるる点よりしても、小生の所述を納受さるる方々に御伝へを願ひたい。そして明確に各方面の根柱たるべき方々に慎重なる熟慮と泰山の決意を促して下さい。

小生が力を極めて斷言せんとすることは、講和會議に於ける失敗者は日本であることは固よりであるが、其の第一の失敗者はウイルソン其人なりと云ふことです。彼と日本委員との個人的輕重を比較して、彼を以て講和會議に於ける成功者の如く考ふるは非常なる幻惑であつて、實に彼の失敗を正当に理解することは、将来の対支政策、対米政策、否凡てを包括する日本の国策の樹立に於て、最も必要欠く可らざることである。則ち是によりて日本が如何にして失敗したかの根本的了解を得ることも出来、從て日本の方針を将来如何にすべきかの事も自ら結論さるることとなるのです。小生はバりに於ける人々よりも法華經の前に安座して此の斷言に權威を持ちます。

それはウイルソンなる男は其本国が何故に大戰に参加したかと云ふ『戦争目的』を忘却して、鐘太鼓に浮かれ廻つた事に在る。申すまでもなく米國參戰の理由は『海上の自由』と云ふことにあつた。海上の自由が公海に於ける英國の捕獲臨

檢に脅かされたる当時英國に向て起たんとしたと同じ理由によりて、海上のそれがドイツの潜航艇に脅されたが故に、一転してドイツに向て起つた開戦當時の事情を回顧すれば明白です。正義人道はツアールの言ふのもカイゼルの言ふのもウイルソンの言ふのも同じ事で眼中に置くに足りない。米國を考ふるには只海洋自由の一事にて充分であつたのだ。若しウイルソンにして『憲政の神祕』と等しき御調子者で無かつたならば彼れは英、仏、伊が風説さるる同盟を結んでウイルソンの来るのを待つた時に、彼は此の三国を引裂くに『海洋自由』の一黙張りで押すべきであつた筈だ。米國の此の要求に對して苦痛を感じるものは一英國のみであつて、仏國の如きイタリヤの如き、將た日本の如きは、海上に於ける自由を求むる点に於て米國と利害一致するものである。然らば彼は一の是れによりて英仏伊同盟を引裂き、日英同盟を揺憾(ようかん)し、以て全勝將軍たる英國を脚下に屈服せしむることが出来たのである。独立戦争後戦はれたる英米戦争なる者は實に『海洋自由』の爲めではなかつたか。米國は大戦参加の目的上よりして且つ此の歴史上の回顧よりして、彼に絶大なる後援をなし、一時兩國を危機に置くかの如き形勢を現ずるとも彼れを支持したであらう。小生の實に洪敷に堪へざりしは、何故に日本が率先して先づ彼の主張を助けなかつたかと云ふ大眼目である。彼れにしても少しく歴史的価値を有する如き人物ならしめば、何故に日本を敵に驅りて自ら墓穴を掘るが如きことをしたかを反省して宜しい。講和會議の勝敗を決する者は戦争に尽力したる功勞ある國にあらずして、戦争終了の時に有する兵力財力に在りと云ふ原則に依りて、日米兩國の完全なる提契あらば、疲弊せる英仏伊を屈服せしむる易々たるものであつたのだ。況んや仏も伊も此点に於て英と利害を異にせるをや。

彼は舌切雀の慾張婆の如く大小二個の箱を提示された。一は小さき宝物を満たした『海洋自由』の箱であつて、一は百足や蛇や三目小僧の出て来る『國際聯盟』と云ふ大きな箱である。一個口舌の雄にして乾坤(けんこん)を吞吐する大器に非ざる彼は、小さき宝物の箱を日本の手を借りて開くことを忘れたるのみならず、柄にも無き世界改造といふ大望に逆上して化物の箱を背負つたものである。此の二つの箱が兩立する性質の者でない如くに、米國の立場より見る時海洋の自由なき國際聯盟が成立するものでないことは小学兒童でも承知のことだ。彼の反対党が彼の極力主張せし聯盟と講和条約との合本を分冊にせよといふのは、是れ將に三目小僧が飛出さんとする者である。日本の輿論(よろん)は何故に此の大馬鹿者を笑殺しないのか。實に小生の見る所では、非難のある西園寺よりも牧野よりも、彼が如き其愚劣さの程度に於て三文銭の価なき凡骨である。固より小生は日本の失敗を非難することに於て異論を挟むものではない。其れは日本委員なる個々氏の成敗に非ずして、

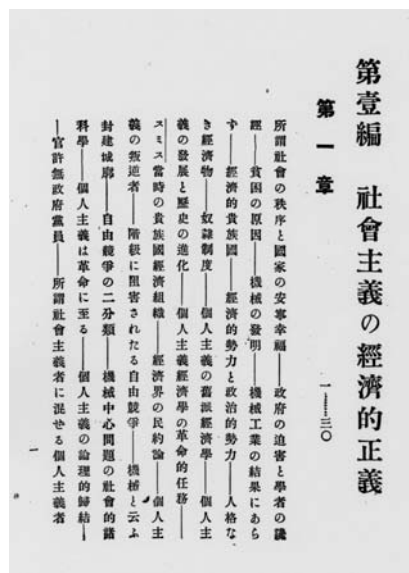
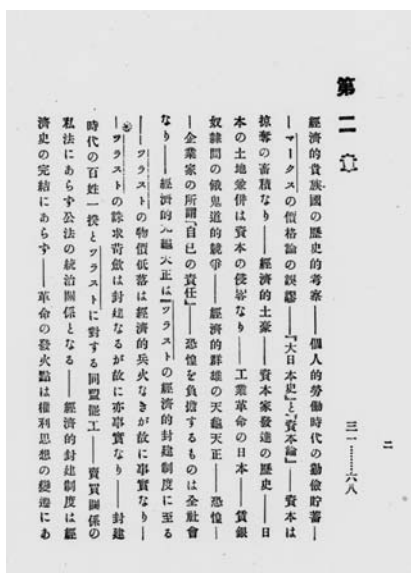
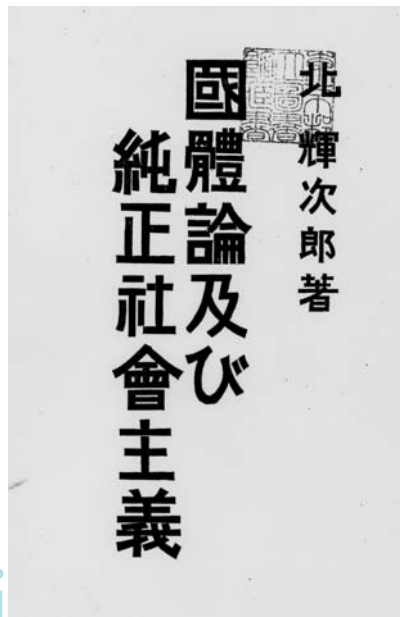
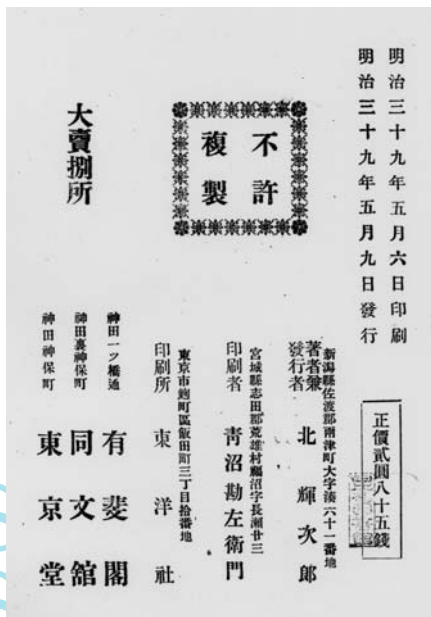
日本の朝野凡ての負担すべき国策の樹立せざるより生したる失敗である。則ち米国が海洋自由に於て日本に握手を求めざりし失敗と同じく、日本が米国の『不併土不賠償』の主張を極力支持せなかつた事である。戦争すれば必ず鼻糞ほどの土地でも取らなければならぬと云ふ伝統的思想が先づ此事に累してをる。之は金を貸せば必ず利子を取らねばならぬといふ質屋の禿頭の考であつて大建國者の大策でない。現にビスマークは来るべき普仏戦争の目的準備のためにオーストリアから何者をも割取しなかつたではないか。大正五年六月に小生がドイツとの提携を言説した當時とは異なつて、近時日本国民の親独的傾向は殆ど輿論の如くなつて居たにも拘らず、依然たる猫の割前を争ひて他に独り獅子の満腹するを恣にしたとは何事である。戦後の対独策は今日となつては別問題だ。講和會議に於ける問題は、獅子の貪食を阻止する事が日本及米国の熟慮すべきことではなかつたか。米国は此点に注意したるが故に『不併土不賠償』を高調した。彼としては英国独り独領を併合すべきを看たのであるからして、少くも此点に於ては日本よりも高眼大処の国策と云ふべき者だ。小生の思考では『國際聯盟』とは此不併土不賠償の主張がドイツの対抗力なき全敗と云ふ意外なる結果によりて表皮を着せ替へた者に過ぎない。ドイツが彼の十四ヶ条の宣言せられたる當時の如き形勢で講和する者であつたならば、彼は國際聯盟を云はずして不併土不賠償を固守したことは勿論である。只ウイルソンは形勢の激変に應ずるに足る妙境に達した達人でないだけに、御面が外れたら胴を打つと云ふことを知らぬ。彼は正義人道屋の看板に対し遁辭（とんじ）を設けて、凡ての敵國領は國際聯盟の領有とすべしと脱線して来た。満川君。日本は何故に彼の本心が何を求めてるかを見破らなかつたか。彼が英國の独占を阻止せんとして、品のよい大学教授の昔を出して旧式な非科学的な政治学講義を始めたといふことが分からなかつたのか。國際聯盟が不併土の變形であると知つたならば、日本は二段の計画を胸に畳んで言下に贅意を表し、日本亦独領を得んと欲する者にあらず、青島の如き、マーシャル、カロリンの如きドイツに還附すべしの意を示すべきであつた。日本と米国とは講和會議に於ける唯二国のみが強者であるが故に、英仏伊三国を十二分に威嚇することが出来る。而して三国の中仏国の如きイタリアの如きは各々存立上讓歩すべからざるアルサス、ローレンの如きフュメ港（フイウズ）の如き領土併合上の欲求を有する。故に、英國に裏切つても日本と米国とに不併土不賠償の主張の緩和を求めて来る。其時である。日本と米国とは国家存立上必要とする仏伊の要求のみを聴入れて、單なる強慾なる英國の独領々々を打ち破るべき裏切者として味方せしむる事が出来るのだ。米国と日本との戦時中の功勞、及び戦後に有しつゝある実力より考へても、広大なる独領を一英國にのみ恣（ほしいまま）にせしむべき理由が何処に在るか。

参考資料 (底本画像)

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

本書収録主要諸篇底本の写真を以下に掲載する。
うち『**日本改造法案大綱**』（西田税発行版）は本書凡例に説明したように「伏字版」（伏字の多い方）と「伏字僅少版」（伏字のわずかな方）が初版と再版のそれぞれに同じ発行日もって存在しており、つまり、**計四種の版**がある。「伏字版」の二者同士、「伏字僅少版」の二者同士は基本的に同じ内容といえるが、以下にみられるように、誤植・レイアウト等のわずかな差異がある。再版の「伏字版」のうち、東京都立中央図書館所蔵の本には、伏字を復元する「貼り紙」（印刷物）が施されており（「貼り紙」においても伏字はまだ残っている）、この「参考資料」においては「伏字版の再版」として、それを掲載した。以下に見られるように印刷物の「貼り紙」には対応するページ数の指示も印刷されている。東京都立中央図書館所蔵の同書には、都立図書館に所蔵される前の所蔵を示す下記内容の印が（消印を伴って）見られる——「昭和十四年八月十二日 故海軍大将加藤寛治氏令息 加藤寛一氏御寄贈／海軍大学校図書 昭和十四年九月二十七日登録」。

『国体論及び純正社会主義』奥付・タイトルページ



『国体論及び純正社会主義』本文（章冒頭）

参考資料（底本画像）

封建城邦——自由競争の二分類——機械中心問題の社会的諸
科學——個人主義は革命に至る——個人主義の倫理的歸結——
——官許無政府黨員——所謂社会主義者に提せる個人主義者

社会主義の深遠なる根本義は直に宇宙人生に對する一派的哲學宗教
にして最難なる科學的基礎の上に立ち、貧困と犯罪とに理性を擾亂せ
られて彼らに感情と衝動とによりて奮闘する者に非らず。而しながら
貧困と犯罪とを以て蔽はれたる現社會より産れて、新社會の實現に努
力しつつある實際問題たる點に於て論究の順序が先づ貧困と犯罪の起
源ならざるべからず。故に吾人は第一編「社会主義の經濟的正義」に於て
社会主義の物質的幸福を説き、第二編「社会主義の倫理的理想」に於て社
会主義の精神的満足を論じ、而して第三編に於て生物進化論と社會哲
學として社會進化の理法と理想とを論じ、社會主義の哲學を説き、社
會的諸科學の根本思想たる者を述べ、以て第四編「所謂國體論」の復古的

第壹編 社會主義の經濟的正義

第一章

所謂社會の秩序と國家の安寧幸福——政府の進善と學者の議
題——貧困の原因——機械の發明——機械工業の結果にあら
ず——經濟的貧乏原因——經濟的勢力と政治的勢力——人格な
き經濟物——奴隸制度——個人主義の舊派經濟學——個人主
義の發展と歴史の進化——個人主義經濟學の革命的使命——
ハルビン當時の貧民問題經濟組織——經濟界の民約論——個人主
義の鼓吹者——附録に附寄せられたる自由競争——機械と云ふ

八〇〇	五九	五三二	五〇八	六〇七	六四八	七二〇	七三八	七八二	同	七九二	七九六	七九七
五	十一	十二	八	九	十四	十二	十九	十一	三	十二	三	三
系・權・利・と・系	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系

六	一七	四六	五二	五九	九六	一〇二	一〇四	一二一	一二五
一	十三	五	七	二	三	十四	十三	十五	十
正誤表	正誤表	正誤表	正誤表	正誤表	正誤表	正誤表	正誤表	正誤表	正誤表

『国体論及び純正社会主義』卷末正誤表

多神教の
の神教
宗教先
宗先學教

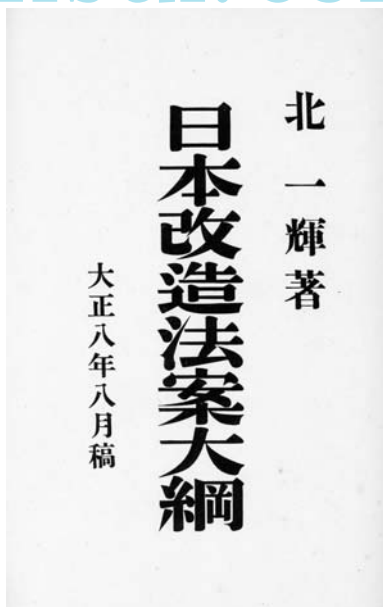
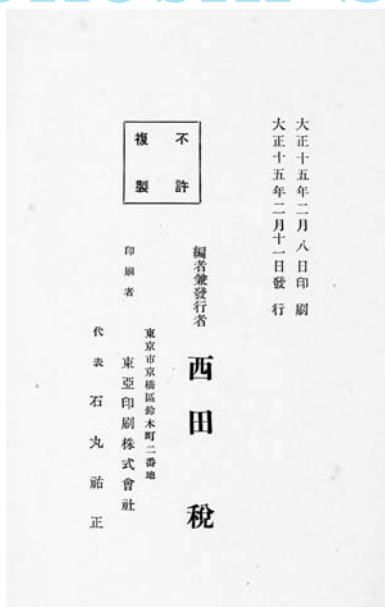
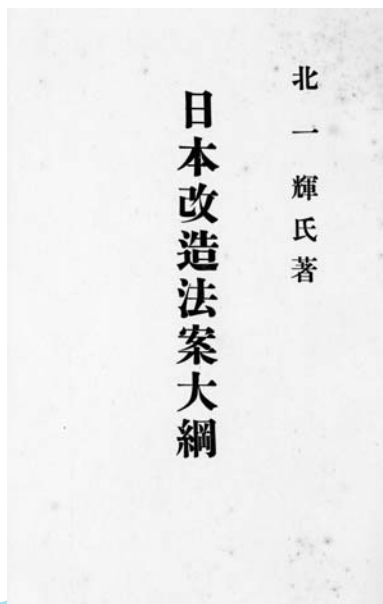
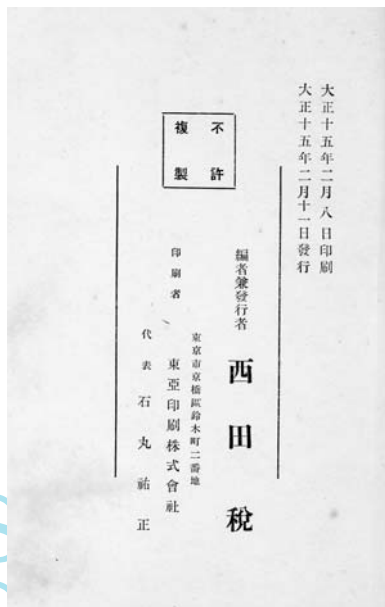
六〇〇

魂を祭る多神教の在りて其の多神教には大蛇、木石、鳥獸、甚しきは生殖器等が禮拜せらるゝ如く、基督教傳播以前の歐洲人も種々の動物奇石怪木を祖先の靈魂と共に拜りたる如く、八十万神を信仰する日本の祖先教も其の多神教たることに於て無數の噴飯嘲笑すべきものを祭りたりき。穂積博士は酸素と炭素との化合による火の説明を斥けて加具土の神を信仰しつゝありや、氣壓の爲めに起ると云ふ暴風を級長戸邊の神が怒りて大木を抜くとして恐れつゝありや、波浪の起るは大波津美の神の所爲として恐怖しつゝありや、蝗虫は歳の神の致す所にして農學は國體を傷くる神道の邪教なりや、氏の邸宅の竈と厠とは供物を供して竈の神、厠の神を祭りつゝありや、氏は動物園の大蛇を神社に祭るべく主張し、木造の生殖器の前に朝夕合掌稽首しつゝありや。――斯る姦洞邪教の存するが故に帝國憲法は安寧秩序を防げざる限りに於てと云ふ前置きを設けたるなるぞ。祖先教と多神教とは同一の根より生じたる宗教と哲學の萌芽なり。今日に於て顧みれば固より笑ふ

九九六

583

初版「伏字版」『日本改造法案大綱』奥付・タイトルページ



初版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』奥付・タイトルページ

参考資料（底本画像）

緒言

○ ○ ○ 天皇ノ原義 華族制廢止 普通選舉 國民自由ノ恢復

私有財産限度——改造後ノ私有財産限度超過者——○○○○○○

私有地限度——私有地限度ヲ超過セル土地ノ國納——○○○○○——將來

11

100

一、此ノ改進黨案ハ世界大戰終了ノ後大正八年八月上海ニ於テ起草セル者ナリ。(極秘)ヲ印シ謄寫ニ附シテ未ダ公刊ニ至ラザル時、九年一月發賣頒布ヲ禁ゼラル。書中ニ存スル〇〇ハ公刊ニ際シ官憲ノ削除シタルモノナリ。

二、固ヨリ削除セラレタル一行一句ト雖モ日本ノ法律ニ違反セ

ル文字ニ非サルハ論ナシ。恐クハ單ナル行政上ノ目的ニ出テト信ズ。從テ何等カ不穩熾激ナル者ノ伏在セルカニ感ジテ草案者ニ質問照會スル等ノナカラムコトヲ望ム。二三枝ヲ折ルモ大樹ハ損傷サルルコトナシ。

三。奈翁戰爭ガ十八世紀ト十九世紀トヲ劃セル如ク、十九世紀ノ終焉二十世紀ノ初頭ハ眞ニ世界大戰ノ一大段

人

緒言

國家改造內閣——國家改造議會 ○○○○○○
憲法停止——天皇ノ原義——華族剝廢止——普通選舉——國民自由ノ恢復

私有財産限度——改造後ノ私有財産限度超過者——在郷軍人團會議

私有地限度——私有地限度ヲ超過セル土地ノ國納——土地徵集機關——將來

11

230

一〇一〇 不要削除

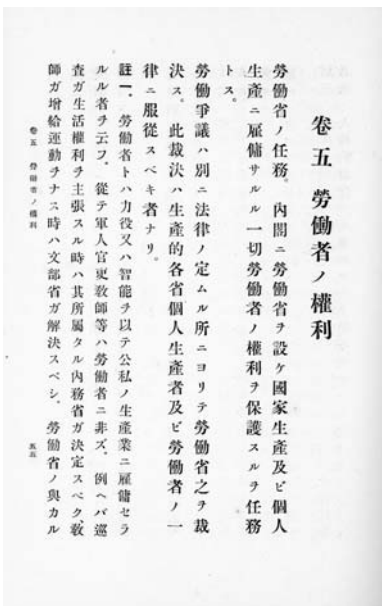
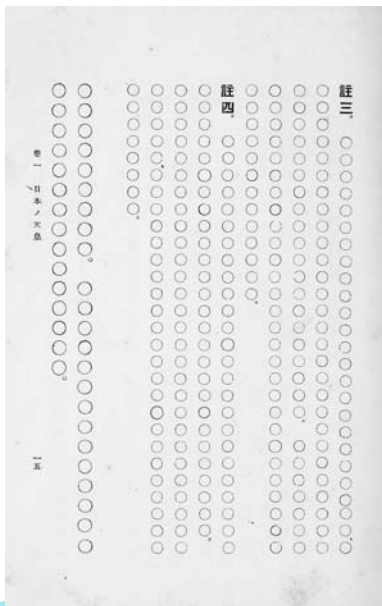
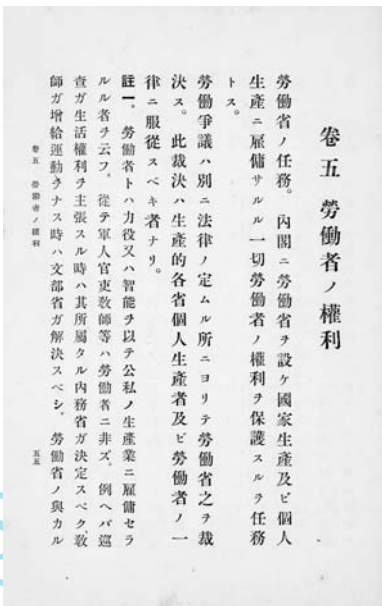
三、奈翁戰爭ガ十八世紀ト十九世紀トヲ劃セル如ク、十九世紀ノ終焉二十世紀ノ初頭ハ眞ニ世界大戰ノ一大段

—

1

初版「伏字版」『日本改造法案大綱』

参考資料（底本画像）



初版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

初版「伏字版」『日本改造法案大綱』

液ガ多量ナリト云フコトハ實ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得
ベキ特權階級タリシ點ニ於テ日本ノ元首其者ガ朝鮮人ト没交渉
ニ非ズト云フコトナリ。敢テ今次ノ朝鮮太子ト日本皇女トノ結
合ヲ以テ日鮮ノ融合ガ試ミラルルニアラズ。是レ決シテ人種問
題ノ範圍ニ非ズ。

註三 要スルニ凡テノ原因ハ朝鮮ガ日本支那露西亞ノ三大國ニ
介在シテ自立スル能ハザリシ地理的約束ト其ノ道義的廢類ヨリ
一切ノ政治産業學術思想ノ腐敗萎微ヲ來シテ内外相應ジテ亡ビ
タルモノナリ。朝鮮其者ノ歴史ガ示ス如ク又清國ガ此レヲ屬國
トセンガ爲ニ起リタル日清戰爭及ビ滿洲ニ來タル露西亞ガ其
ヲ侵略セントセシガタノニ破レタル日露戰爭ニ示ス如ク其ノ亡
國タルベキ内外呼應ノ原因ハ統治者ガ日本タラザル時ハ露支兩
國ノ焉レカナリシハ明白ナリ。日本ノ國防ニ取リテ彼ガ日本ノ

七七 朝鮮王族及王位繼承ノ問題ノ伏字版

九七

ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定
サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二 私人生産業限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現
代ノ如キ腐敗破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ勞働的株
主ヲ併存セシムルコトハ内容の根本的の二當ニ該事業ヲ健康ニ支
持スベシ。

註三 勞働的株券ノ發言權ハ勞働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定
シ、一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護。私有地限度内ノ小地主ニ對レテ土
地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ國家ハ別個國民
人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

註一 限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ

日本改造法案大綱

九二

液ガ多量ナリト云フコトハ實ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得
ベキ特權階級タリシ點ニ於テ日本ノ元首其者ガ朝鮮人ト没交渉
ニ非ズト云フコトナリ。敢テ今次ノ朝鮮太子ト日本皇女トノ結
合ヲ以テ日鮮ノ融合ガ試ミラルルニアラズ。是レ決シテ人種問
題ノ範圍ニ非ズ。

註三 要スルニ凡テノ原因ハ朝鮮ガ日本支那露西亞ノ三大國ニ
介在シテ自立スル能ハザリシ地理的約束ト其ノ道義的廢類ヨリ
一切ノ政治産業學術思想ノ腐敗萎微ヲ來シテ内外相應ジテ亡ビ
タルモノナリ。朝鮮其者ノ歴史ガ示ス如ク又清國ガ此レヲ屬國
トセンガ爲ニ起リタル日清戰爭及ビ滿洲ニ來タル露西亞ガ其
ヲ侵略セントセシガタノニ破レタル日露戰爭ニ示ス如ク其ノ亡
國タルベキ内外呼應ノ原因ハ統治者ガ日本タラザル時ハ露支兩
國ノ焉レカナリシハ明白ナリ。日本ノ國防ニ取リテ彼ガ日本ノ

七七 朝鮮王族及王位繼承ノ問題ノ伏字版

九七

ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定
サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二 私人生産業限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現
代ノ如キ腐敗破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ勞働的株
主ヲ併存セシムルコトハ内容の根本的の二當ニ該事業ヲ健康ニ支
持スベシ。

註三 勞働的株主ノ發言權ハ勞働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定
シ、一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護。私有地限度内ノ小地主ニ對レテ土
地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ國家ハ別個國民
人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

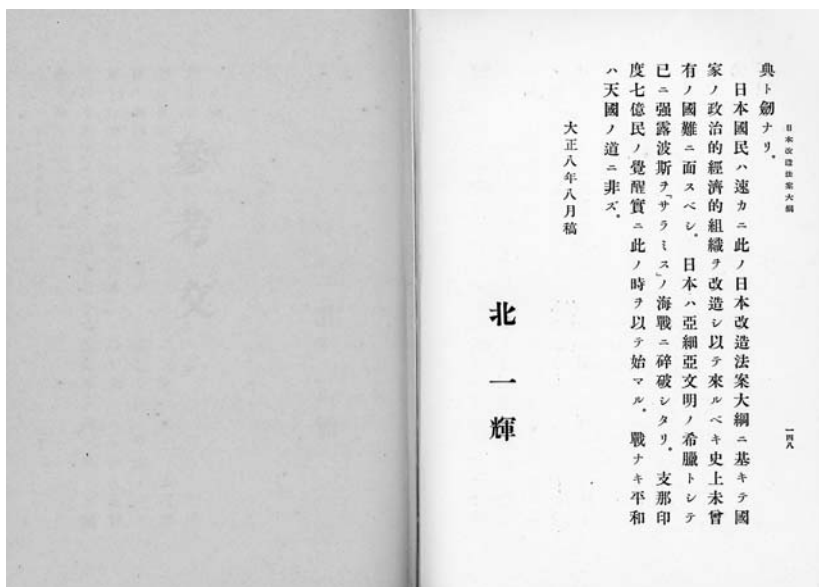
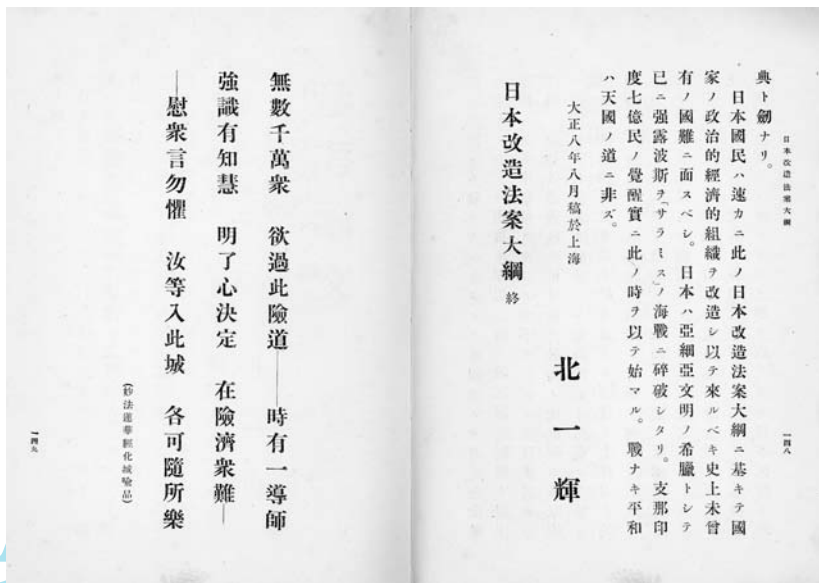
註一 限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ

日本改造法案大綱

九二

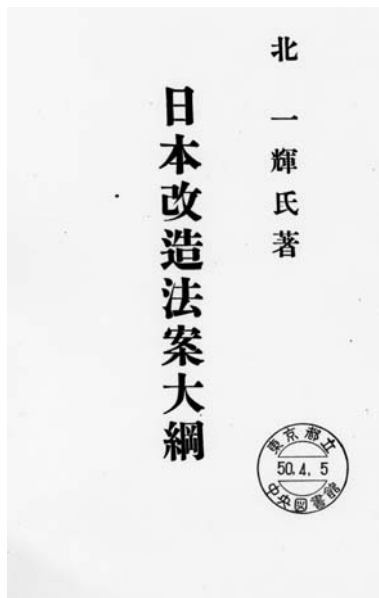
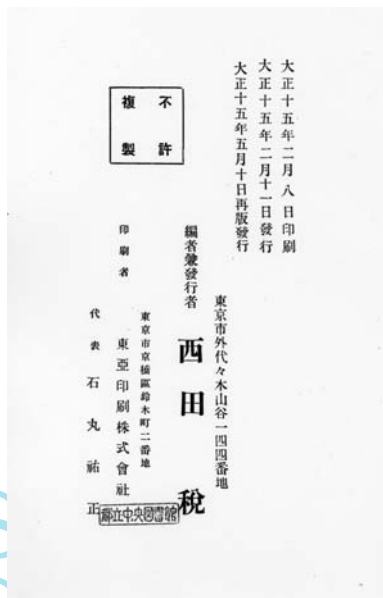
初版「伏字版」『日本改造法案大綱』

参考資料（底本画像）



初版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

再版「伏字版」（貼付本）『日本改造法案大綱』奥付・タイトルページ



再版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』奥付・タイトルページ

再版「伏字版」（貼付本）『日本改造法案大綱』

参考資料（底本画像）

日本改造法案大綱目次	
緒言	一
卷一 國民ノ天皇	一
憲法停止 天皇ノ原義 華族制度止 普通選舉 國民自由ノ恢復 國家改造内閣 國家改造議會 ○○○○○○○○	一
卷二 私有財産限度	一七
私有財産限度 改造後ノ私有財産限度超過者 在郷軍人團會議	一七
卷三 土地處分三則	二七
私有地限度 私有地限度ヲ超過セル土地ノ國納 土地徵集機關 將來	二七

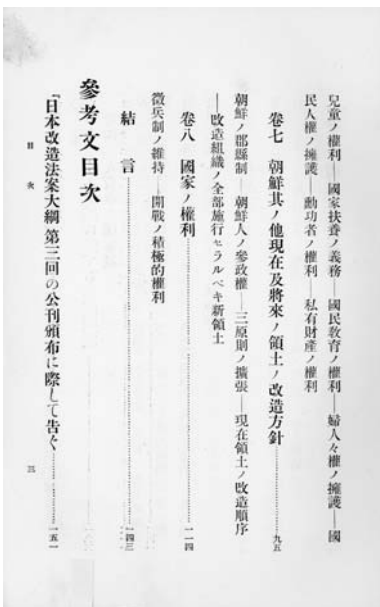
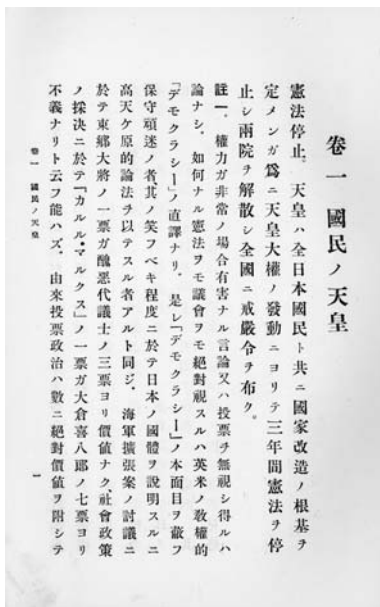
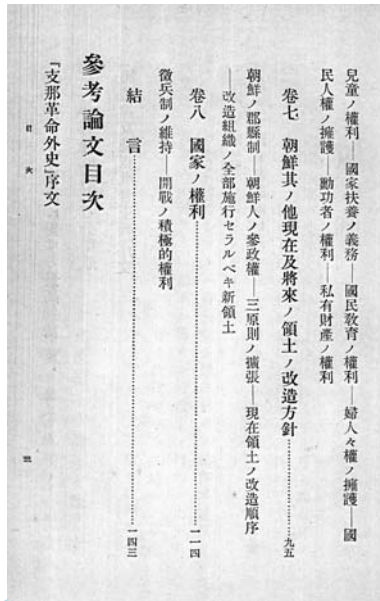
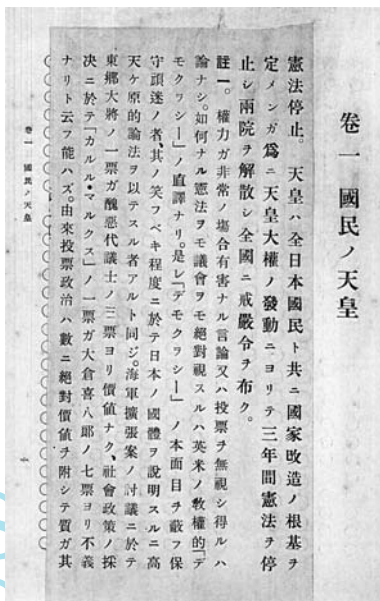
凡例	
一、此ノ改造法案ハ世界大戰終了ノ後大正八年八月上海ニ於テ起草セル者ナリ、極秘ヲ印シ謄寫ニ附シテ未ダ公刊ニ至ラザル時九年一月發賣頒布ヲ禁ゼラル。書中ニ存スル○○ハ公刊ニ際シ官憲ノ削除シタルモノナリ。	
二、固ヨリ削除セラレタル一行一句ト雖モ日本ノ法律ニ違反セル文字ニ非ザルハ論ナシ、恐クハ單ナル行政上ノ目的ニ出デシト信ズ、從テ何等力不穩煽激ナル者ノ伏在セルカニ感ジテ草案者ニ質問照會スル等ノナカラムコトヲ望ム、二三枝ヲ折ルモ大樹ハ損傷サルコトナシ。	
三、奈翁戰爭ガ十八世紀ト十九世紀トヲ劃セル如ク、十九世紀ノ終焉二十世紀ノ初頭ハ眞ニ世界大戰ノ一大段	

日本改造法案大綱目次	
緒言	一
卷一 國民ノ天皇	一
憲法停止 天皇ノ原義 華族制度止 普通選舉 國民自由ノ恢復 國家改造内閣 國家改造議會 ○○○○○○○○	一
卷二 私有財産限度	一七
私有財産限度 改造後ノ私有財産限度超過者 在郷軍人團會議	一七
卷三 土地處分三則	二七
私有地限度 私有地限度ヲ超過セル土地ノ國納 土地徵集機關 將來	二七

凡例	
一、此ノ改造法案ハ世界大戰終了ノ後大正八年八月上海ニ於テ起草セル者ナリ、極秘ヲ印シ謄寫ニ附シテ未ダ公刊ニ至ラザル時九年一月發賣頒布ヲ禁ゼラル。書中ニ存スル○○ハ公刊ニ際シ官憲ノ削除シタルモノナリ。	
二、固ヨリ削除セラレタル一行一句ト雖モ日本ノ法律ニ違反セル文字ニ非ザルハ論ナシ、恐クハ單ナル行政上ノ目的ニ出デシト信ズ、從テ何等力不穩煽激ナル者ノ伏在セルカニ感ジテ草案者ニ質問照會スル等ノナカラムコトヲ望ム、二三枝ヲ折ルモ大樹ハ損傷サルコトナシ。	
三、奈翁戰爭ガ十八世紀ト十九世紀トヲ劃セル如ク、十九世紀ノ終焉二十世紀ノ初頭ハ眞ニ世界大戰ノ一大段	

再版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

再版「伏字版」（貼付本）『日本改造法案大綱』



再版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

再版「伏字版」(貼付本)『日本改造法案大綱』

卷五 勞働者ノ權利

勞働省ノ任務。内閣ニ勞働省ヲ設ケ國家生産及ビ個人生産ニ雇儲サルル一切勞働者ノ權利ヲ保護スルヲ任務トス。

勞働爭議ハ別ニ法律ノ定ムル所ニヨリテ勞働省之ヲ裁決ス。此裁決ハ生産の各省個人生産者及ビ勞働者ノ一律ニ服従スベキ者ナリ。

ル者ヲ云フ。從テ軍人官吏教師等ハ勞働者ニ非ズ。例ヘバ逕
查ガ生活權利ヲ主張スル時ハ其所屬タル内務省ガ決定スベク、教
師ガ増給運動ヲナス時ハ文部省ガ解決スベシ。勞働省ノ與カル

[illegible]

五五

参考資料（底本画像）

第十五頁

註三、現時ノ資本万能官僚專制ノ間ニ普通選舉ノミヲ行フモ
ヨリ、議員ノ多數又ハ少數ハ改造ニ反對スル者及反對スル者
ヲ選舉費ヲ得タル當選者ナルヲ以テナリ、但或嚴令中ノ議員選
舉タリ議會開會ナルヲ以テ有害ナル候補者又ハ議員ノ權利ヲ停
止スベキヲ得ルハ論ナシ。

[illegible][illegible]

一五

卷五 勞働者ノ權利

勞働省ノ任務　内閣ニ勞働省ヲ設ケ國家生産及ビ個人生産ニ雇傭サルル一切勞働者ノ權利ヲ保護スルヲ任務トス。

勞働爭議ハ別ニ法律ノ定ムル所ニヨリテ勞働省之ヲ裁決ス。此裁決ハ生産的の各省個人生産者及ビ勞働者ノ一律ニ服従スベキ者ナリ。

註一 労働者トハ力役又ハ智能ヲ以テ公私ノ生産業ニ雇傭セラ
ル者ヲ云フ。従テ軍人官吏教師等ハ労働者ニ非ズ。例ハ巡
査ガ生活權利ヲ主張スル時ハ其所屬タル内務省ガ決定スベク教
師ガ増給運動ヲナス時ハ文部省ガ解決スベシ。労働者ノ與カル

第五 勞働者ノ權利

天

出サ三ノ議員ノ資力ハ萬官位專制ノ間ニ普通選舉ノミヲ行フモ選
 舉サレ、議員ノ多數又少數ハ改造ニ反對スル者及反對スル者
 リ選舉費ヲ得タル當選者ナルヲ以テナリ。但或嚴令中ノ議員
 選舉タル議會開會ナルヲ以テ有害ナル候補者又ハ議員ノ權利ヲ
 停止スル議會得ルハ論ナシ。
 註四、斯カル神格者ヲ天皇トシタルコトノミニ依リテ推新革命
 ハ佛國革命ヨリモ悲慘ト動亂ナクシテ而モ徹底的ノ二成就シタリ
 リ再ビ斯カル神格の天皇ニ依リテ日本ノ國家改造ハ露西亞革命ノ
 虐殺兵亂ナルヲ獨乙革命ノ一疵鏡ナル餘行ヲ往過セズシテ整然タル
 秩序ノ下ニ貫徹スベシ。

15

再版「伏字版」(貼付本)『日本改造法案大綱』

液ガ多量ナリト云フコトハ實ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得
ベキ特權階級タリシ點ニ於テ日本ノ元首其者ガ朝鮮人ト没交渉
ニ非ズト云フコトナリ。敢テ今次ノ朝鮮太子ト日本皇女トノ結
合ヲ以テ日鮮ノ融合ガ試ミラルルニアラズ。是レ決シテ人種問
題ノ範圍ニ非ズ。

註三、要スルニ凡テノ原因ハ朝鮮ガ日本支那露西亞ノ三大國ニ
介在シテ自立スル能ハザリシ地理的約束ト其ノ道義的廢類ヨリ
一切ノ政治産業學術思想ノ腐敗萎微ヲ來シテ内外相應ジテ亡ビ
タルモノナリ。朝鮮其者ヲ歴史ガ示ス如ク又清國ガ此レヲ屬國
トセンガ爲ニ起リタル日清戰爭及ビ滿洲ニ來タレル露西亞ガ其
ヲ侵略セントセシガタノニ破レタル日露戰爭ニ示ス如ク其ノ亡
國タルベキ内外呼應ノ原因ハ統治者ガ日本トラザル時ハ露支兩
國ノ爲レカナリシハ明白ナリ。日本ノ國防ニ取リテ彼ガ日本ノ

七七 朝鮮皇太子ハ日本ノ皇女ト結婚スルノ政治方針

九七

ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定
サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二、私人生産限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現
代ノ如キ腐敗破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ労働の株
主ヲ併存セシムルコトハ内容の根本的ニ當ニ該事業ヲ健康ニ支
持スベシ。

註三、労働の株主ノ發言權ハ労働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定
シ一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護。私有地限度内ノ小地主ニ對シテ土
地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ國家ハ別個國民
人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

註一、限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ

日本改造法案大綱

九二

液ガ多量ナリト云フコトハ實ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得
ベキ特權階級タリシ點ニ於テ日本ノ元首其者ガ朝鮮人ト没交渉
ニ非ズト云フコトナリ。敢テ今次ノ朝鮮太子ト日本皇女トノ結
合ヲ以テ日鮮ノ融合ガ試ミラルルニアラズ。是レ決シテ人種問
題ノ範圍ニ非ズ。

註三、要スルニ凡テノ原因ハ朝鮮ガ日本支那露西亞ノ三大國ニ
介在シテ自立スル能ハザリシ地理的約束ト其ノ道義的廢類ヨリ
一切ノ政治産業學術思想ノ腐敗萎微ヲ來シテ内外相應ジテ亡ビ
タルモノナリ。朝鮮其者ヲ歴史ガ示ス如ク又清國ガ此レヲ屬國
トセンガ爲ニ起リタル日清戰爭及ビ滿洲ニ來タレル露西亞ガ其
ヲ侵略セントセシガタノニ破レタル日露戰爭ニ示ス如ク其ノ亡
國タルベキ内外呼應ノ原因ハ統治者ガ日本トラザル時ハ露支兩
國ノ爲レカナリシハ明白ナリ。日本ノ國防ニ取リテ彼ガ日本ノ

七七 朝鮮皇太子ハ日本ノ皇女ト結婚スルノ政治方針

九七

ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定
サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二、私人生産限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現
代ノ如キ腐敗破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ労働の株
主ヲ併存セシムルコトハ内容の根本的ニ當ニ該事業ヲ健康ニ支
持スベシ。

註三、労働の株主ノ發言權ハ労働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定
シ一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護。私有地限度内ノ小地主ニ對シテ土
地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ國家ハ別個國民
人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

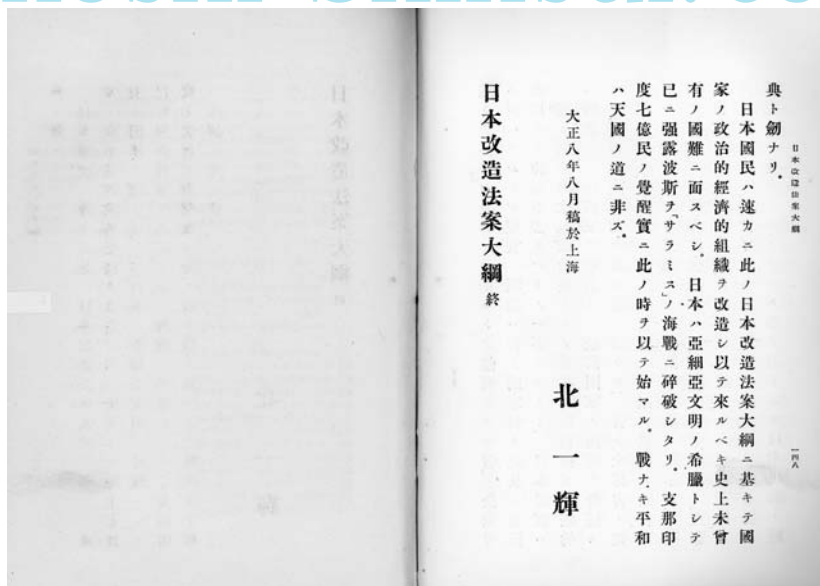
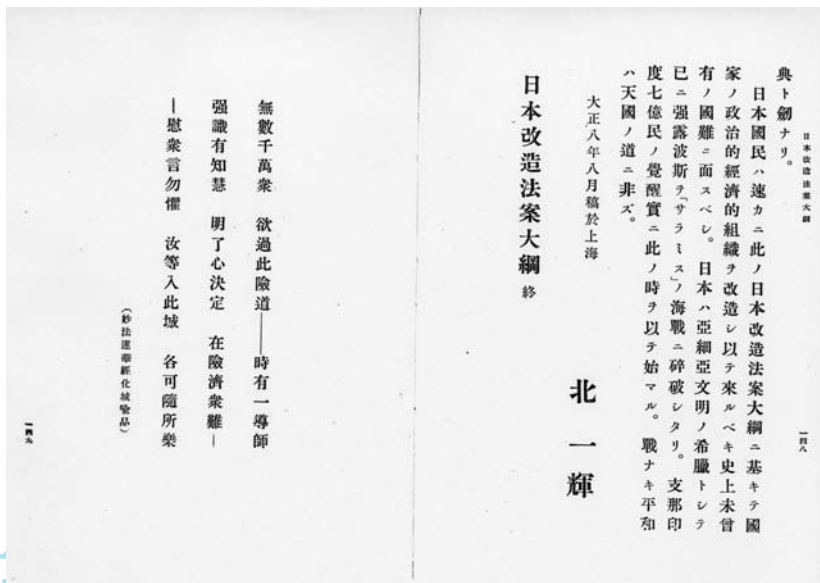
註一、限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ

日本改造法案大綱

九二

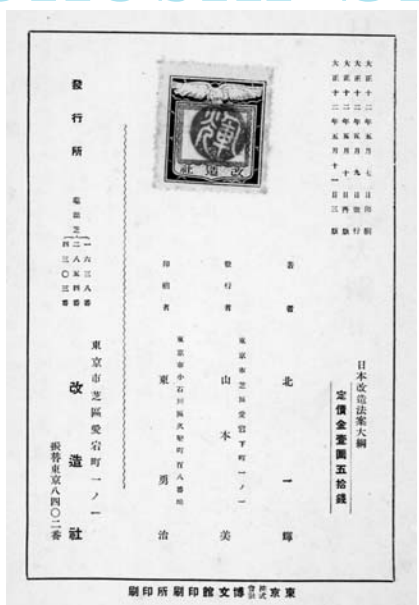
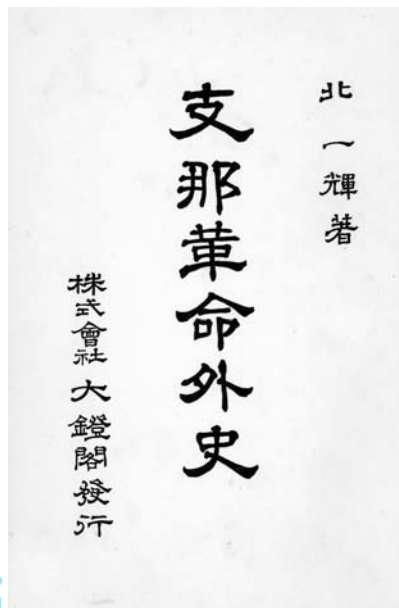
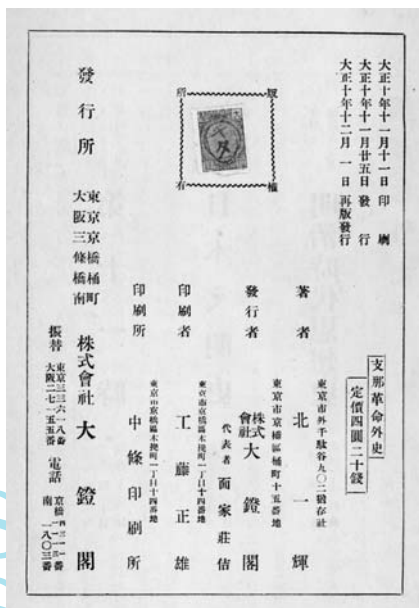
再版「伏字版」（貼付本）『日本改造法案大綱』

参考資料（底本画像）



再版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

『支那革命外史』奥付・タイトルページ



改造社版『日本改造法案大綱』奥付・タイトルページ

北一輝略年譜

西暦	年号	齢	北一輝および関連事項
一八八三	明治一六	〇	四月三日、父慶太郎、母リクの長男輝次として新潟県佐渡郡漆町一四三番地（のち六一番地）に出生。慶太郎は酒造業者。姉に四歳上のイチ。二年後に弟吟吉、四年後に弟晶作（のち晶）出生。
一八八八	二一	五	湊尋常小学校入学。
一八八九	二二	六	大日本帝国憲法発布（二月一日。翌年一月二九日施行）。
一八九一	二四	八	眼病のため一年ほど休学。
一八九三	二六	一〇	加茂高等小学校入学。漢学者若林玄益（明治二八年歿）の塾で漢籍を学ぶ。
一八九四	二七	一一	日清戦争。
一八九七	三〇	一四	佐渡中学校入学。
一八九八	三一	一五	一〇月、選抜試験により三年に飛び進級。「彦成王ノ墓ヲ訪フ記」発表（『佐渡中学同窓会誌』第一期）。
一八九九	三二	一六	眼病（瘰癧）のため新潟の阿部病院に入院。帝大附属病院に移り手術、東京滞在。一学期より復学。
一九〇〇	三三	一七	落第し四年に留まる（四月。退学届（一一月一九日）。この頃眼病で新潟の阿部病院に七ヶ月再入院。
一九〇一	三四	一八	『明星』に短歌二首採用。上京。父慶太郎、初代両津町長に選出。
一九〇二	三五	一九	夏、帰郷。九月より『佐渡新聞』に執筆を始める。この年、日英同盟。
一九〇三	三六	二〇	五月九日、父慶太郎死去。『佐渡新聞』への論説発表続々（『国民対皇室の歴史的觀察』六月二五、二六日の二回で不敬を理由に連載中止）。この年、輝次郎と改名。
一九〇四	三七	二一	日露戦争。夏、上京、早稲田大学で聴講、早大図書館通い。大学そばの貸家に吟吉（早大予科生）と同居。
一九〇五	三八	二二	秋、祖母口ク死去。帰郷。再上京。吟吉と牛込喜久井町に、のち谷中に一人で下宿、上野図書館通い。
一九〇六	三九	二三	『国体論及び純正社会主義』自費出版（五月九日発行、五百部、五月一四日発禁、差押え。呼吸器を患い臥せる。同書第三編分冊『純正社会主義の哲学』出版（七月一三日付、千部、明治四三年発禁）。第一編分冊『純正社会主義の経済学』製作（一一月一日付）、発行日前日発禁。『国体論』出版により社会主義陣営の誘い数多。一一月、宮崎滔天らの革命評論社より勧誘を受け入社。中国同盟会に入会し演説（一二月）。
一九〇七	四〇	二四	中国同盟会の反孫文の動きに加担。宋教仁との親交始まる。
一九〇八	四一	二五	この頃運動資金調達に腐心。この年の夏より、黒沢次郎家（東京）の食客に。秋、関西へ。
一九一〇	四三	二七	大逆事件検挙開始、身辺に捜査及ぶ。六月、孫文訪日の際、宋教仁と孫が面談、北の印象は「誠に冷やか」。
一九一一	四四	二八	黒電会『時事月函』編集手伝（非会員、客分。七月、宋教仁、譚人鳳ら上海で中部同盟会結成。
			辛亥革命（一〇月一〇日武昌蜂起）。一〇月一九日、宋教仁宛内田良平宛電報「北君何時立ツカ」。一〇月二六日、黒電会派遣通信員として上海に向う。一〇月三十一日上海発行内田電報「将校十人送レ」。武昌から南京へ。一二月、上海で出会った一歳下の

一九二二	明治四五	二九	間淵ヤスと結ばれる（北夫人スズとなる。大正五年入籍）。 中華民国成立（首都南京）臨時大總統・孫文・袁世凱、農林総長・宋教仁。反袁世凱の宋教仁らが同盟会を改組し国民党成立（理事長・孫文、理事・宋教仁と黃興ら）。選挙戦に勝利。 宋教仁、上海にて袁の刺客に暗殺される（三月二日没）。四月八日、在上海日本総領事による「三年間清国在留禁止」処分を受け帰国。青山四丁目に新居。夏、中国第二革命失敗、范鴻仙、譚人鳳らが日本に。 第一次世界大戦 八月、日本参戦、山東省出兵、青島攻略（一九二二年、ワシントン会議により対中返還）。 大隈内閣が中華民国大總統袁世凱に二十一ヶ条要求。十一月二八日、長崎で譚式子の子（譚人鳳の孫）出生（後の北大輝）、母は産後一〇日で死去。譚人鳳上京、大隈内閣交渉の試み。 『支那革命党と革命之支那』執筆（一月）。『支那革命外史』第八章までの部分。矢野竜溪より大隈と石井外相に中国革命の事情紹介を求められて、二月、第三革命軍兵で執筆中斷。謄写計百部を二、三回に分け、政界要人、言論機関に配布（翌年三月まで）。この配布が満川亀太郎、大川周明との関係の機縁に。 一月、一輝と号し、法華経信仰に入る。 『支那革命外史』後半執筆再開（四月末）、脱稿（五月二三日）、印刷配布。六月六日、袁世凱死去。同月、「三年間清国在留禁止」処分期限切れにて上海に渡る（医師長田実の好意により長田病院二階に暮らす）。 寺内内閣、中国の段祺瑞内閣の財政援助（西原借款）。 ロシア革命（三月、一月）。二月、石井・ランシング協定。 三月、プレス・リトフスク条約によりボリシェヴィキ政府ロシア、第一次世界大戦離脱。 夏、譚式子、湖南の獄を逃れようとして銃殺。譚式子の子、瀛生（ぎせい）は大輝と名づけられ北家の養子となる（一九四五年、上海にて客死）。八月、シベリア出兵。十一月、ドイツ降伏、第一次世界大戦終了。 一月、パリ講和会議開催。五月、中国で五・四運動。六月、ヴェルサイユ講和条約調印。 『ヴェルサイユ会議に対する最高判決』（六月二八日付）、満川亀太郎宛書簡、ひと月ほどの断食中に執筆。 『国家改造案原理大綱』のち改題『日本改造法案大綱』執筆（八月）、八月二三日、帰国を促す大川周明の訪問を受け巻七までを託す。大川、同月二五日に上海を発つ。（残りは二七日脱稿、岩田富美夫に託す）。この年、満川、大川、猶存社創設（八月一日）。二月末、上海より帰国。 一月、牛込南町の猶存社に入る。同月、大川、満川による『国家改造案原理大綱』謄写秘密配布が禁止処分に。皇太子（後の昭和天皇）に法華経献上（三月二日付宮内省受領証。四月、譚人鳳歿、宮中某重大事件に介入。秋、千駄ヶ谷九〇二番地山本唯三郎邸に移る（猶存社とも）。 『支那革命外史』序（八月付）を付し、大鑑閣より出版（十一月）。九月、朝日平吾が安田善次郎を刺殺、血染の衣をおくられる。十一月、ワシントン軍縮会議（翌年二月まで）、伴って翌年、日英同盟廃止。 西田税の初訪問を受ける（陸軍士官学校生徒、大正一四年六月、病氣のため少尉で退役）。シベリア撤兵。 一月末、ヨッフェ極東全権代表、孫文との上海会議後来日（日ソ国交回復下交渉のため。東京市長職、後藤新平の招き）。二月、ヨッフェ東京方面に入り、半年ほどのあいだ日本側と交渉。
一九二二	二〇	三八	
一九二三	二二	三九	
一九二三	二二	四〇	
一九二六	五	三三	
一九二七	六	三四	
一九二八	七	三五	
一九二九	八	三六	
一九三〇	九	三七	
一九三二	一〇	三八	
一九三三	一一	三九	
一九三三	一二	四〇	

一九三六	二一	五三	『ヨツフェ君に訓 ^{しづ} ふる公開状』（五月九日付）、約三万部全国的に配布。後藤・ヨツフェに親和的な大川・満川と、これを機に訣別。千駄ヶ谷の猶存社表札を外し、裏に北一輝と書く（猶存社解散）。
一九三五	二〇	五二	『日本改造法案大綱』部分削除版、改造社より出版（五月九日）。九月、関東大震災。
一九三二	七	四九	西田税が安田生命事件（八月）を契機に行地社の大川周明を離れ（十一月）北につく。一月、辰川竜之助の十五銀行怪文書事件。『日本改造法案大綱』版權を西田に委ねる。この年、孫文死去（三月）。
一九三〇	五	四七	一月、十五銀行より五万円受け取り、うち一万五千円を辰川に与え運動を止めさせる。
一九二九	四	四六	『日本改造法案大綱』が『第三回の公刊頒布に際して告ぐ』（二月三日付）などを付し、伏字含みにて諸版出版（発行二月一日、再版発行五月一日）、三、四千部、編者兼発行者西田税。
一九二八	三	四五	五月、西田、辰川、宮内省怪文書事件。七月、朴烈・文子怪写真事件。八月、入獄（西田共）。
一九二七	二	四四	二月頃出獄。四月、若槻内閣倒れ森恪より五万円受ける。五月、十五銀行問題取調、八月、予審、ふた月ほど入獄。この年、西田税、天劍党結成（七月）。
一九二六	昭和一	四三	一月、予審終了、十五銀行事件は免訴、宮内省事件は公判に。八月、パリ不戦条約問題で動く。夏、千駄ヶ谷から牛込納戸町に転居。『日本改造法案大綱』の小型版が西田を発行者として作成される。
一九二五	二四	四二	靈告記録始まる（四月二十七日）。
一九二四	五	四一	一月、安田銀行を脅迫。同月、ロンドン海軍軍縮会議始まる。四月、ロンドン海軍軍縮条約問題で浜口内閣攻撃に動く。一〇月三〇日宮内省事件で懲役三月執行猶予四年の判決（西田、実刑五ヶ月、入獄）。
一九二三	六	四〇	二月、牛込から大久保百人町に転居。三月事件（未遂）。三月、『支那革命外史』。平凡社版出版。
一九二二	七	三九	満洲事変（九月）。十月事件（未遂）。年末、三井の専務理事有賀長文の初訪問を受け三万円受け取り。
一九二一	八	三八	『対外国策二関スル建白書』（四月一七日付）、二、三〇部秘密謄写、陸海軍、外務、その他当局者に送付。
一九二〇	九	三七	五・二五事件。同事件に関連して西田、狙撃され重傷。これを機に北と青年将校との接触が深まる。この年、三井の有賀に日仏親善を説き、活動費二万円受ける。この年、満洲国建国。
一九一九	一〇	二六	初恋のテルを訪問（東京本郷）。この年と翌年、三井より益壽各一万円受け取り（有賀から池田成彬引継ぎ）。
一九一八	一一	二五	『日米合同対支財団ノ提議』（建白書、六月三〇日付）、二、三〇部秘密謄写、陸海軍、外務、その他当局者、財界有力者に送付（七月）。夏、大久保から岩田富美方に移る。八月、相沢三郎中佐が陸軍軍務局長永田鉄山を局長室にて斬殺。一〇月、中野桃園町に豪邸を購う。十一月、『日米合同対支財団ノ提議』を踏まえ中国行きを計画、池田から一万円受け取り（事情にて翌年三月に渡航見送り）。
一九一七	一二	二四	二・二六事件。二月二八日夕方、憲兵隊に検挙される。三月一日の枢密院会議緊急勅令可決を受け、三月四日、東京陸軍軍法会議開設（一審、上告なし、非公判、弁護人なし）。三月一七日と二日、警視庁取調。四月二二日、北の調書が軍法会議に送られる。七月五日の判決を受け七月二日に第一次一五名銃殺刑。一〇月、北の第一回公判、及び死刑求刑（二二日）。日中戦争（七月）。七月、『支那革命外史』増補版（内海文宏堂書店版）二つの建白書を付して出版。
一九一六	一三	二三	八月一四日、北および西田、死刑判決（罪名・首魁）。一六、一八日、家族、友人と面会。
一九一五	一四	二二	八月一九日、午前五時五〇分晴天、北、西田、村中、磯部、銃殺刑。戒名、経国院大光一輝居士。